

遠賀川上流圏域
河川整備計画

平成 27 年 10 月

福岡県

目 次

第1章 河川及び圏域の概要	1
1-1 圏域の概要	1
1 域内河川の状況	1
2 河川の概要	4
3 地形・地質	11
4 気候・気象	13
5 歴史・文化	14
6 土地利用	17
7 自然公園の指定状況	18
8 人口・産業経済・交通	20
1-2 治水と利水の歴史	22
1 治水の歴史	22
2 利水の歴史	23
第2章 河川の現状と課題	25
2-1 治水の現状と課題	25
2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題	28
1 水利用	28
2 河川空間利用	29
3 河川環境	30
4 河川水質	38
5 地域のニーズ	42
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	43
3-1 河川整備計画における基本理念	43
3-2 河川整備計画の対象区間	44
3-3 河川整備計画の対象期間	44
3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	45
3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標	47

第4章 河川の整備の実施に関する事項	48
4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	48
1 河川工事の目的、種類	48
2 施行の場所	48
3 改修方針	49
4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	54
1 河川維持の目的	54
2 河川維持の種類	54
3 施行の場所	55
4-3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項	56
4-4 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	57
1 総合的な被害軽減対策の必要性	57
2 防災意識の向上	57
3 危機管理における連携強化	58
4 河川愛護意識等の普及及び啓発	59
5 河川愛護活動の支援	61
6 環境に配慮した連携の重視	62
7 河川整備のための連携の重視	62
8 河川情報の共有化の推進	62

第1章 河川及び圏域の概要

1-1 圏域の概要

1. 域内河川の状況

遠賀川水系遠賀川は、その源を福岡県嘉麻市馬見山に発して、飯塚盆地を北流しながら途中で穂波川などの支川と合流後、飯塚市街地を貫流して直方平野に入り、その後、田川盆地を貫流してきた彦山川と合流し、さらに犬鳴川などの支川を合わせながら北流した後に、響灘へと注ぐ幹川流路延長 61km、流域面積 1,026km² の一級河川です。

遠賀川上流圏域(以下「上流圏域」と称する)は、遠賀川水系の左支川庄司川および右支川庄内川合流点より上流域において、遠賀川及び穂波川に流入する河川の流域です。

上流圏域内の県管理河川は、表 1-1、表 1-2 および図 1-1 に示すように遠賀川本川上流区間、遠賀川本川に直接流入する芥田川、千手川、山田川、三緒浦川、熊添川、穂波川、建花寺川、新川、庄司川、椎の木川、庄内川の 11 支川と、これらの河川に流入する山口川、切畑川、大分川、馬敷川、泉河内川、久保白川、内住川、明星寺川、姿川、碓川、鹿毛馬川の 11 支川を合わせた 23 河川です。

それらの河川は、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町、筑前町の 2 市 3 町を流れています。

表 1-1 遠賀川上流圏域内の市町と河川

上流圏域内を流下する河川名(指定区間)		
飯塚市	19 河川	三緒浦川、熊添川、穂波川、建花寺川、新川、庄司川、椎の木川、庄内川、山口川、切畑川、大分川、馬敷川、泉河内川、久保白川、内住川、明星寺川、姿川、碓川、鹿毛馬川
嘉麻市	5 河川	遠賀川、芥田川、千手川、山田川、泉河内川
桂川町	4 河川	穂波川、馬敷川、泉河内川、碓川
小竹町	1 河川	庄内川
筑前町	1 河川	穂波川

表1-2 遠賀川上流圏域河川(指定区間)諸元

河川名	河川区間		指定区間 延長(km)	流域面積 (km ²)
	始点	終点		
1 おんががわ 遠賀川	左岸:嘉麻市桑野字塔ノ原2212番地先 右岸:嘉麻市桑野字仏道3519番1地先	遠賀川直轄上流端 (火渡橋)	8.5	35.50
2 あんだがわ 芥田川	左岸:嘉麻市千手字小水1504番1地先 右岸:嘉麻市千手字一丁五反489番1地先	遠賀川合流点	4.3	4.90
3 せんずがわ 千手川	左岸:嘉麻市大力字長坂902番1地先 右岸:嘉麻市大力字野鳥799番1地先	遠賀川合流点	10.4	25.80
4 やまだがわ 山田川	左岸:嘉麻市熊ヶ畑字清藤2049番1地先 右岸:嘉麻市熊ヶ畑字清藤2050番1地先	遠賀川合流点	11.9	27.90
5 みおうらがわ 三緒浦川	左岸:飯塚市柏ノ森字境出675番地先 右岸:飯塚市柏ノ森字学頭711番1地先	遠賀川合流点	0.4	0.70
6 くまぞえがわ 熊添川	左岸:飯塚市菰田西1丁目256番6地先 右岸:飯塚市菰田西1丁目250番4地先	遠賀川合流点	1.2	2.10
7 ほたてがわ 穂波川	左岸:朝倉郡筑前町三ヶ山字オシキノ1238番地先 右岸:朝倉郡筑前町榑木字森の下628番地先	穂波川直轄上流端	17.2	58.80
8 やまぐちがわ 山口川	左岸:飯塚市山口字地藏原1508番1地先 右岸:飯塚市山口字米ノ山1254番地先	穂波川合流点	5.8	10.20
9 きりはたがわ 切畑川	左岸:飯塚市内住字砂原133番地先 右岸:飯塚市内住字砂原132番地先	大分川合流点	1.5	0.82
10 だいぶんがわ 大分川	左岸:飯塚市大分字小河内2671番1地先 右岸:飯塚市大分字小河内2655番地先	馬敷川合流点	5.8	8.62
11 ましきがわ 馬敷川	左岸:飯塚市馬敷字松葉848番地先 右岸:飯塚市馬敷字山神田861番3地先	穂波川合流点	5.6	16.75
12 いずなごうちがわ 泉河内川	左岸:嘉麻市泉河内字砂原627番1地先 右岸:嘉麻市泉河内字畑田625番1地先	穂波川合流点	9.7	31.30
13 くぼしろがわ 久保白川	左岸:飯塚市久保白字カリ又344番1地先 右岸:飯塚市久保白字城ノ山287番6地先	内住川合流点	2.0	1.48
14 ないじゅうがわ 内住川	左岸:飯塚市内住字九郎原1544番1地先 右岸:飯塚市内住字川原1540番地先	穂波川合流点	8.6	26.90
15 みょうじょうじがわ 明星寺川	左岸:飯塚市潤野字寺田862番1地先 右岸:飯塚市潤野字卯田43番2地先	穂波川合流点	1.9	5.19
16 すたがわ 姿川	左岸:飯塚市潤野字六田87番1地先 右岸:飯塚市小正字大坪676番地先	明星寺川合流点	1.0	12.00
17 いかゆがわ 碓川	左岸:嘉穂郡桂川町大字吉隈字小堤211番1地先 右岸:嘉穂郡桂川町大字吉隈字小淵210番1地先	穂波川合流点	5.6	8.20
18 けんげいじがわ 建花寺川	左岸:飯塚市建花寺字蓮台寺1341番1地先 右岸:飯塚市建花寺字タタラ479番1地先	遠賀川合流点	7.2	23.10
19 しんかわ 新川	左岸:飯塚市新立岩2049番1地先 右岸:飯塚市新立岩920番3地先	遠賀川合流点	1.4	6.04
20 しょうしがわ 庄司川	左岸:飯塚市庄司字高柳338番8地先 右岸:飯塚市庄司字中角278番地先	遠賀川合流点	2.6	10.60
21 しいきがわ 椎の木川	左岸:飯塚市鯉田字伏原1996番1地先 右岸:飯塚市鯉田字井渡1618番9地先	遠賀川合流点	1.6	5.20
22 しょうないがわ 庄内川	左岸:飯塚市高倉字土手ノ内463番7地先 右岸:飯塚市高倉字野中508番47地先	遠賀川合流点	15.8	42.60
23 かげのうまがわ 鹿毛馬川	左岸:飯塚市鹿毛馬字平石116番1地先 右岸:飯塚市鹿毛馬字平石104番1地先	庄内川合流点	2.9	11.12

注) 本表の河川掲載順位は、河川調査に基づく
指定区間: 県管理区間

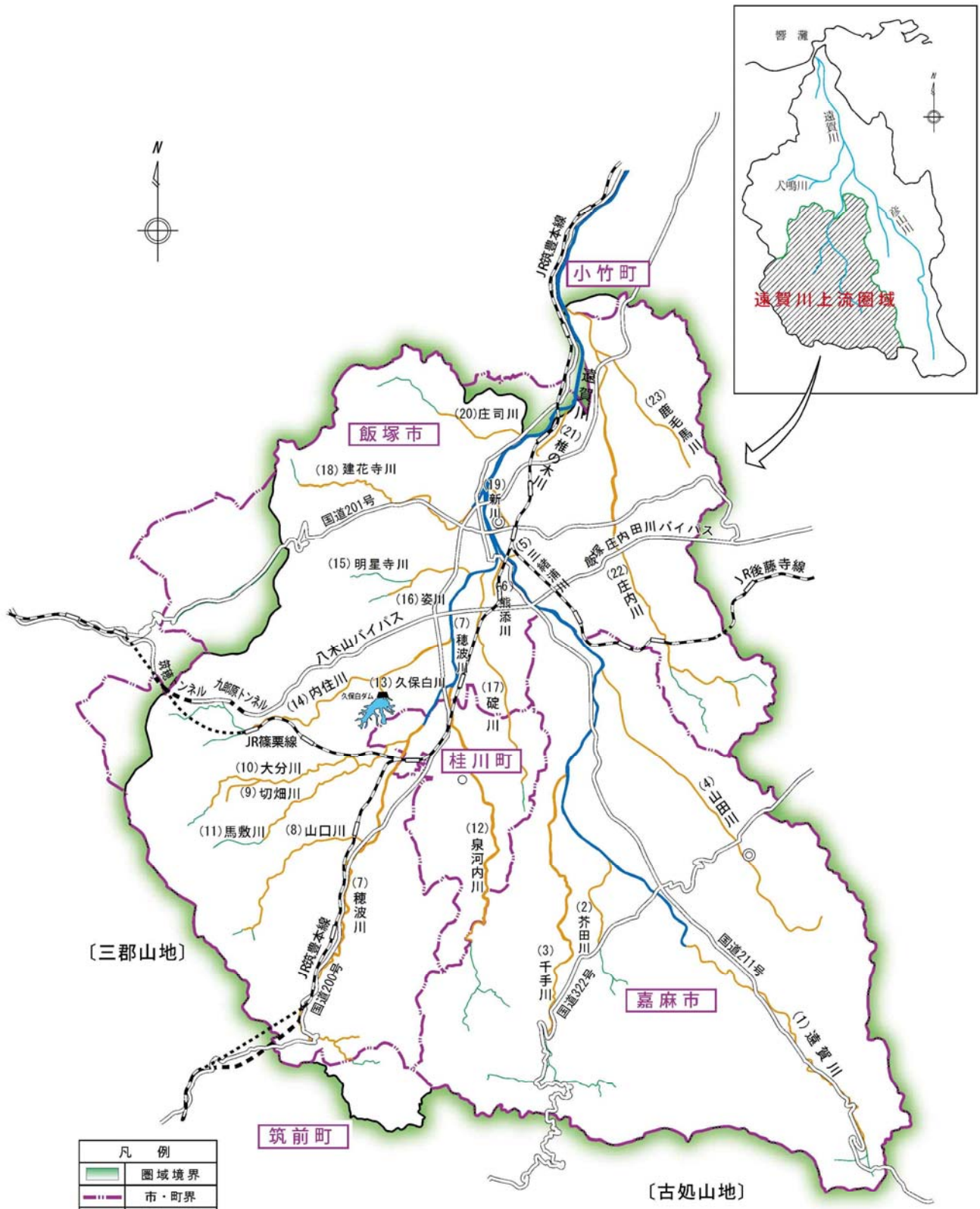


図1-1 位置図

凡 例	
	圏域境界
	市・町界
	国 道
	鉄 道
	市 役 所
	町 役 場
	国管理区間
	県管理区間
	準用・普通河川
	既設ダム

※河川番号は前頁「表 1-2」とリンク

2. 河川の概要

(1) 遠賀川(本川)

遠賀川は、その源を嘉麻市(旧嘉穂町)の馬見山に発して、北方向へ流下しながら多くの支川と合流し、最終的には響灘へと注ぐ一級河川です。河川のほとんどの区間は国が管理を行う直轄管理区間ですが、嘉麻市の^{ひわたりばし}火渡橋から上流 8.5km の区間は県が管理を行う県管理区間です。県管理区間流域のほとんどが山林で、河川沿いに開けた土地は住宅地や耕作地として利用されています。



遠賀川

(2) 芥田川(一次支川)

芥田川は嘉麻市(旧嘉穂町)の中心付近に端を發し、北方向へ流下して国道 322 号を横断し、嘉麻市(旧碓井町)で遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から嘉麻市千手字小水までが県管理区間です。その流域は、緩やかな丘陵が広がり、スギやヒノキの植林地の他に、果樹園としても利用されています。また、河川沿いに開けた土地は、主に水田として利用されています。



芥田川

(3) 千手川(一次支川)

千手川は、^{ちくごがわ}筑後川県立自然公園北側の境界付近に端を發し、嘉麻市(旧嘉穂町)を北方向へ流下した後、嘉麻市(旧碓井町)を縦断して、嘉麻市(旧稲築町)に入るとすぐに遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から嘉麻市大力字長坂までが県管理区間です。その流域の上流部は、ほとんどが山林で、河川は深い谷底を流れています。国道 322 号を越えると、やや両岸が開けて耕作地が広がっています。嘉麻市(旧碓井町)に入ると、住宅地として利用されている土地も広く見られます。



千手川

(4)山田川(一次支川)

山田川は嘉麻市(旧山田市)と田川郡川崎町との境界となる熊ヶ畑山付近に端を発し、北西方向へ流下して、嘉麻市(旧稲築町)で遠賀川右岸に流入する河川です。遠賀川合流点から嘉麻市熊ヶ畑字清藤までが県管理区間です。その流域の上流部は旧山田市街地で、住宅や商業施設、公共施設などが多く見られます。下流部の河川沿いに開けた土地は、主に水田として利用されています。



山田川

(5)三緒浦川(一次支川)

三緒浦川は飯塚市街地を流れる小規模な河川で、県管理区間は学頭排水機場から遠賀川合流点までの区間です。その流域には、住宅や公共施設などがあり、市街地の中心部からはやや外れているために、耕作地として利用されている土地も見られます。



三緒浦川

(6)熊添川(一次支川)

熊添川は嘉麻市(旧飯塚市)と飯塚市(旧穂波町)の境界付近に端を発し、ほぼ JR筑豊本線に沿って北方向へ流下し、遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から飯塚市菰田西1丁目までが県管理区間です。合流点には菰田排水機場が設置されています。県管理区間のほぼ全域が、兩岸ともコンクリート護岸で整備されています。その流域は市街地で、住宅や商業施設、公共施設などが多く見られます。



熊添川

(7) 穂波川(一次支川)(二次支川山口川を合わせて記述)

穂波川は筑前町^{ちくぜんまち}の北東部に端を發し、飯塚市(旧筑穂町)を北方向へ流下した後、桂川町と飯塚市(旧穂波町)を經過して、飯塚市(旧飯塚市)で遠賀川左岸に流入する河川です。下流部は直轄管理区間で、県管理区間は 6km 付近から上流で、飯塚市(旧筑穂町)と筑前町の境界までの 17.2km の区間です。

山口川は飯塚市(旧筑穂町)と筑紫野市^{ちくしきのし}との境界付近に端を發し、飯塚市(旧筑穂町)を北東方向へ流下した後、国道 200 号を横断してすぐに穂波川左岸に流入する河川です。穂波川合流点から飯塚市山口字地蔵原までが県管理区間です。

流域の上流部は、ほとんどが山林でスギ・ヒノキ植林が最も広い面積を占めますが、落葉広葉樹林のコナラ林も比較的まとまって見られます。

下流部の河川沿いに開けた土地は、主に水田として利用されています。



穂波川



山口川

(8) 泉河内川(二次支川)

泉河内川は嘉麻市(旧嘉穂町)西部に端を發し、北方向へ流下し、桂川町を縦断した後、飯塚市(旧穂波町)に入ってすぐに穂波川右岸に流入する河川です。穂波川合流点から嘉麻市泉河内字砂原までが県管理区間です。流域の上流部は、ほとんどが山林で、河川沿いの



泉河内川

開けた土地に耕作地や草地が見られます。下流部の平坦な土地は、桂川町の市街地が發達しており、住宅や商業施設が多く見られる他、工場等も点在しています。

(9)馬敷川(二次支川)(三次支川大分川、四次支川切畑川を合わせて記述)

馬敷川は三郡山^{さんぐんさん}の山腹に端を發し、大分川と合流した後に桂川町に入り、穂波川左岸に流入する河川です。穂波川合流点から飯塚市馬敷字松葉までが県管理区間です。

大分川も三郡山の山腹に端を發し、途中で切畑川と合流した後、飯塚市(旧筑穂町)を東方向へ流下して、馬敷川左岸に流入する河川です。馬敷川合流点から飯塚市大分字小河内までが県管理区間です。

流域の上流部は主に山林で、スギ・ヒノキ植林の他、アカマツ林やコナラ林も比較的広い範囲に見られます。下流部の平坦な土地は、主に水田として利用されています。



馬敷川



切畑川



大分川

(10)内住川(二次支川)(三次支川久保白川を合わせて記述)

内住川は飯塚市(旧筑穂町)と宇美町^{うみまち}の境界付近に端を發し、北東方向へ流下した後、飯塚市(旧穂波町)へ入り、国道200号を横断して穂波川左岸に流入する河川です。穂波川合流点から飯塚市内住字九郎原までが県管理区間です。

久保白ダムのある久保白川は飯塚市(旧筑穂町)のほぼ中央で内住川に流入する河川です。内住川合流点から飯塚市内久保白字カリ又までが県管理区間です。

流域の上流部は、主に山林で、スギ・ヒノキ植林の他、アカマツ林やコナラ林も比較的広い範囲に見られます。下流部の平坦な土地は、住宅地や水田を主とする耕作地として利用されており、周辺の丘陵地にはコナラ林の他、果樹園として利用されている土地も見られます。



内住川



久保白川

(11) 明星寺川(二次支川)(三次支川姿川を合わせて記述)

明星寺川は飯塚市街地の南西部の山麓に端を発し、飯塚市街地へ向かって東方向へ流下し、穂波川左岸に流入する河川です。穂波川合流点から飯塚市潤野字寺田までが県管理区間です。合流点には明星寺川排水機場みょうじょうじがわはいすいきじょうが設置されています。

姿川は飯塚市明星寺地区の姿溜池に端を発し、嘉穂高等学校の西側で明星寺川右岸に流入する河川です。明星寺川合流点から飯塚市潤野字六田までが県管理区間です。中流部には、浸水被害軽減対策として潤野調節池うるのと小正調節池おぼさが整備されています。

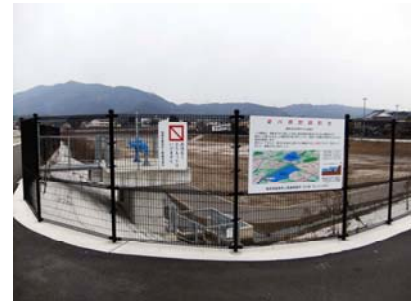
これらの流域はほとんどが平坦地で、上流部は主に水田として利用されており、下流部は飯塚市街地で、住宅や商業施設、公共施設などが多く見られます。



明星寺川



姿川



姿川潤野調節池

(12) 碓川(二次支川)

碓川は桂川町と嘉麻市(旧碓井町)の境界付近に端を発し、飯塚市(旧穂波町)の東部を北方向へ流下し、飯塚市に入ってから穂波川右岸に流入する河川です。穂波川合流点から桂川町大字吉隈字小堤までが県管理区間です。その流域はほとんどが平坦地であり、中上流部に田畑が点在するものの広く開発が進み、住宅や商業施設の他、多くの工場が見られます。また、かつては大規模な炭坑が多数操業されていたため、ボタ山が点在しています。



碓川

(13) 建花寺川(一次支川)

建花寺川は飯塚市と宮若市(旧若宮町)の境界付近の八木山山中に端を発し、飯塚市を東方向へ流下して、遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から飯塚市建花寺字蓮台寺までが県管理区間です。

その流域の上流部は山林で、山腹から中流部の平坦な土地は主に水田として利用されており、下流部は飯塚市街地です。



建花寺川

(14) 新川(一次支川)

新川は飯塚市街地を流れ、遠賀川右岸に流入する小規模な河川です。県管理区間は国道201号と交差する福本橋から遠賀川合流点までの区間です。合流点には殿浦排水機場が設置されています。その流域は飯塚市街地の中心部であり、住宅や商業施設の他、市役所や県の総合庁舎等も位置しています。



新川

(15) 庄司川(一次支川)

庄司川は飯塚市北部笠置山に端を発し、平坦な水田地帯を流下した後、国道211号(国道200号重複区間)を横断して、遠賀川左岸に流入する河川です。遠賀川合流点から飯塚市庄司字高柳までが県管理区間です。合流点には庄司川排水機場が設置されています。その流域の上流部は山林で、中下流部の平坦な土地は主に水田で利用され、周辺に住宅地が広がっています。



庄司川

(16) 椎の木川(一次支川)

椎の木川は飯塚市(旧飯塚市)北東部を流れ、JR筑豊本線の^{なますたてつどうきょう}鯉田鉄道橋直下で、遠賀川右岸に流入する小規模な河川です。遠賀川合流点から飯塚市鯉田字伏原までが県管理区間です。合流点には^{なますた}鯉田排水機場が設置されています。その流域は、平坦な土地であるため、住宅や耕作地として利用されています。



椎の木川

(17) 庄内川(一次支川)

庄内川は飯塚市(旧庄内町)の南部で田川市との境界となる^{かなくにやま}金国山に端を発し、北方向へ流下し、小竹町に入るとすぐに、遠賀川右岸に流入する河川です。遠賀川合流点から飯塚市高倉字土手ノ内までが県管理区間です。その流域の上流部は、丘陵地が広がり、ゴルフ場としての利用があり、下流部の平坦な土地は住宅地や耕作地として利用されています。



庄内川

(18) 鹿毛馬川(二次支川)

鹿毛馬川は飯塚市(旧潁田町)南東部の筑豊緑地に端を発し、北西方向へ流下して国道200号を横断した後に、庄内川右岸に流入する河川です。庄内川合流点から飯塚市鹿毛馬字平石までが県管理区間です。その流域の上流部は、丘陵地が広がり、下流部は、飯塚市(旧潁田町)の市街地になります。



鹿毛馬川

3. 地形・地質

(1) 地形

上流圏域は、福岡県のほぼ中心部に位置し、筑後川県立自然公園が存在する古処山地^{こしよさんち}を境界に筑後川流域に接しています。

上流圏域の地形は、西方の三郡山地、南方の古処山地、東方の彦山川流域を境界とする戸谷ヶ岳^{とやがたけ}、金国山といった山々に囲まれた盆地の中に包含され、海拔約 200m 以上で急傾斜を持つ山地と、それ以下の丘陵地と平地に区分できます。

位置図

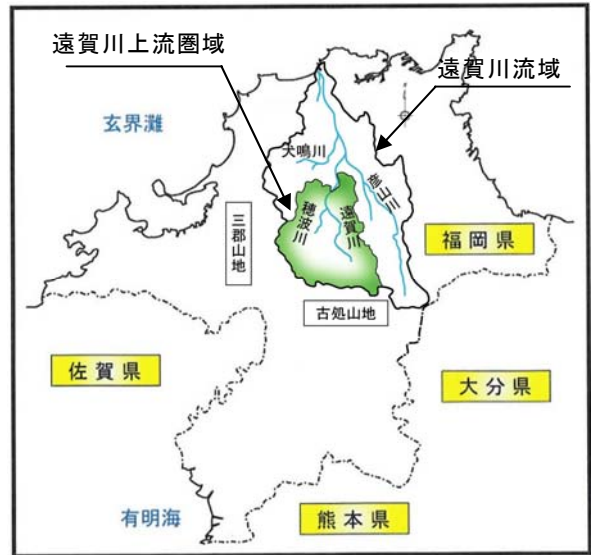


図 1-2 福岡県における遠賀川上流圏域位置図

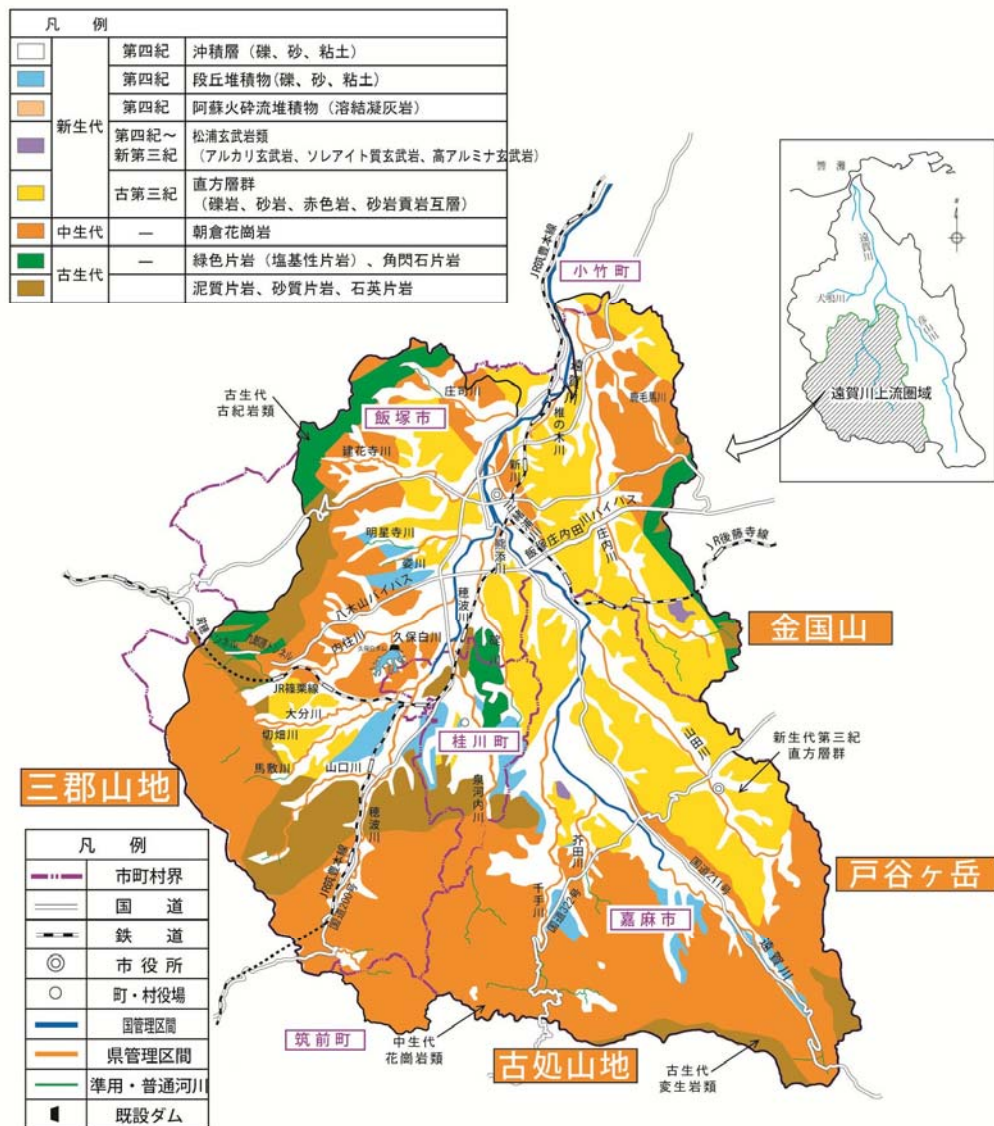


図 1-3 地形図

(2)地質

上流圏域の地質は、南西部に広がる古処山地・三郡山地に古生代・中生代の古紀岩類の花崗岩等の基盤岩石が見られ、丘陵地を古第三紀層(直方層群)が広く覆い、その厚さは、2,000~3,000m に及び、深い位置に石炭層が発達しています。

新生代古第三紀の時代は現在よりも気温が高く、北部九州には亜熱帯植物が生い茂っていましたが、地殻変動による地盤沈下に伴い湖や湿地帯が広がり、砂や泥とともに植物の遺骸が多量にたまって泥炭となり、深く埋れた後、長い時間をかけて泥炭が石炭へと変化し、旧山田市から北西方向に炭田が形成されました。



出典 「九州地方土木地質図1985年」(九州地方土木地質図編纂委員会) を参考とし、1/25,000地形図により加筆 150m 0 150 300 450 600

図1-4 地質平面図

4. 気候

上流圏域は、大陸高気圧から吹き出す寒気の影響を受ける日本海型気候区に属するものの、筑豊盆地型の内陸性気候を呈しており、地域一帯が盆地であるため昼と夜、また、夏と冬の気温の格差が大きい地域です。

この地域の特徴は、夏季は高温であり、晩秋から初春にかけて霧の発生が著しく、冬季は曇りや雨天の日が多く、北東風の影響を受けて冷え込みが激しく、氷雪、霜の時期が早い盆地特有の気候を示しています。

飯塚市にある飯塚観測所(气象台)における平成15年から平成24年の記録から、年平均気温は約15.9℃、年平均降水量は約1,810mmとなっています。

この地域において年間を通じて降水量を見ると、雨の多い時期は6、7月の梅雨期で、2ヶ月間の降水量は年間降水量の約36%に達しています。

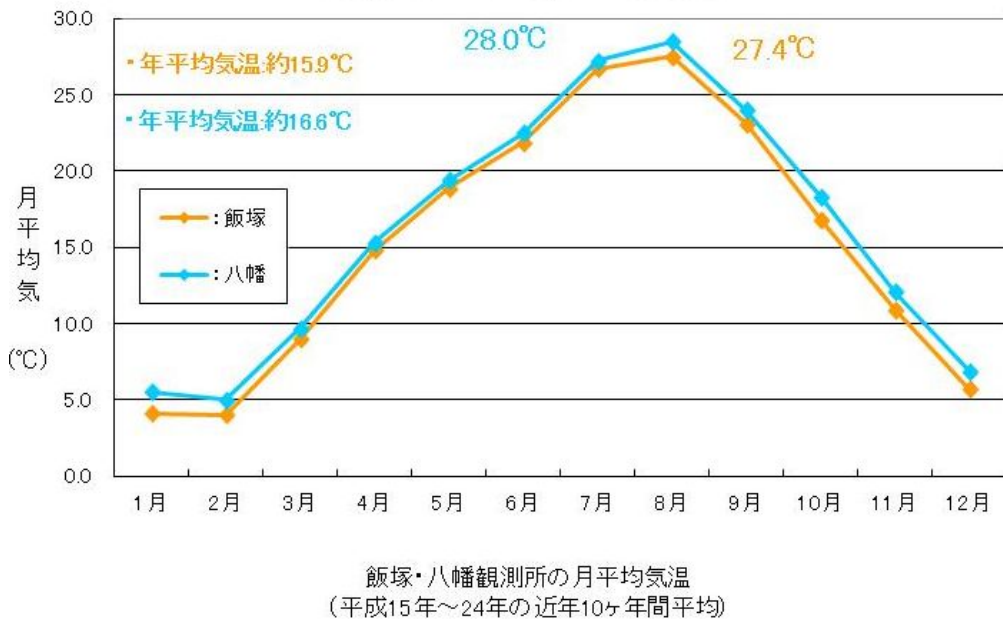
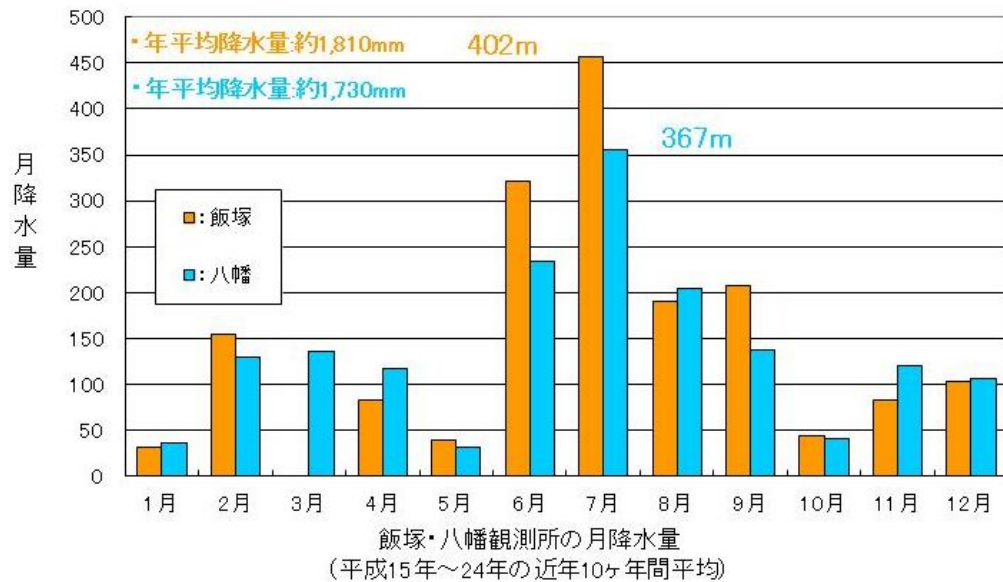


図1-5 上流圏域近傍観測所の気象データ

5. 歴史・文化

上流圏域には、歴史や文化、自然に関する観光資源が多くあります。歴史や文化にまつわるものとしては、桂川町の「王塚古墳^{おおづかこふん}」や嘉麻市（旧稲築町）の「山上憶良万葉歌碑^{やまのうえのおくら}」等が挙げられます。国指定（国宝）の史跡である「王塚古墳」は、6世紀中頃に作られたと考えられている遠賀川流域最大の前方後円墳で、その内部には、美しい色彩で動物や幾何学模様等が細部にわたって描かれています。このような当時の文化の高さがうかがわれる古墳は、遠賀川流域において古くから稲作が行われ、発達した文化が形成されていたことを裏付けるものです。「山上憶良万葉歌碑」は、筑前の国司となった山上憶良が視察の途中で立ち寄った嘉麻市（旧嘉麻郡^{かまぐん}）で詠んだと言われている歌の碑です。

自然に関する観光資源としては、上流圏域を囲む三郡山地や古処山地などの山々が挙げられます。これらの山には登山道が整備され、多くの登山客が訪れます。嘉麻市に位置する古処山ツゲ原始林は国の特別天然記念物に指定されています。

古くから人々の生活と遠賀川との結びつきが深かったことを示すものとしては、嘉麻市（旧嘉穂町）の「鮭神社^{さけじんじや}」や「ひと鍬堀」が挙げられます。「鮭神社」は、全国で唯一鮭の名が付く神社であり、遠賀川に鮭が無事に遡ってくれば豊作になるとの言い伝えがこの地域にある事から、神の使いとして鮭を祭っている神社です。「ひと鍬堀」は、江戸時代に医者が、水不足に悩む農民のために嘉麻川（遠賀川）の水をひくために掘ったとされる水路のことです。その際、藩との約束で鍬の幅の分だけしか水路を掘ってはいけないことになっていたそうですが、医者は幅が1mもある鍬を作って水路を掘ったため、立派な水路ができたということです。また飯塚市内にも江戸時代頃まで農業用水として利用されていた五ヶ村用水が残っています。

近代になり、遠賀川流域全体に広がっている筑豊炭田は、明治から大正にかけて日本の石炭の約半数を生産し、日本の近代化に大きく貢献しました。碓川沿川には石炭巻上げ機の台座が飯塚市有形文化財として残されています。また、筑豊地区における代表的な炭鉱経営者のひとりである伊藤伝右衛門が造営した本邸の様々な景を楽しむことができる回遊式庭園は、国の名勝に指定されています。

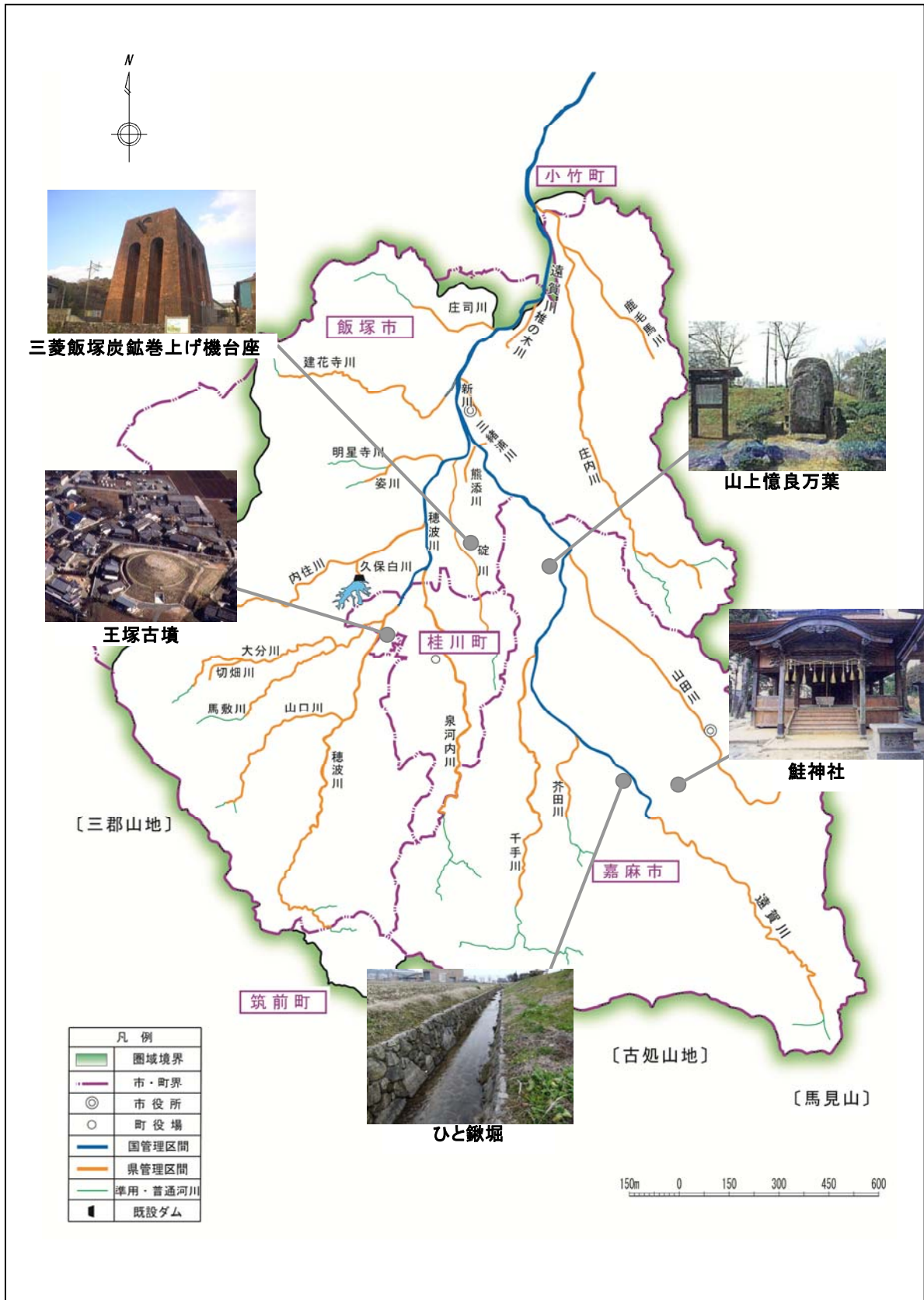


図 1-6 上流圏域内の主な文化財位置図

表 1-3 圏域内の国・県指定文化財一覧

分類	関係市町	区分	種別	名称	
国・県指定文化財	有形文化財	飯塚市	県指定	彫刻	木造薬師如来立像
		飯塚市	県指定	彫刻	木造聖観音立像
		嘉麻市	県指定	彫刻	木造白衣観音坐像
		嘉麻市	国指定	工芸品	華文刺縫陣羽織
		飯塚市	国指定	考古資料	立岩遺跡堀田甕棺群出土品
		桂川町	国指定	考古資料	筑前国嘉穂郡王塚古墳出土品
		飯塚市	県指定	考古資料	五智如来板碑 附 南無阿弥陀仏名号板碑 一基
		飯塚市	県指定	考古資料	滑石刻真言
		飯塚市	県指定	考古資料	元亨二年在銘法橋琳弁石卒都婆
		飯塚市	県指定	考古資料	小正西古墳出土品
		嘉麻市	県指定	考古資料	石造三重塔 附 阿弥陀如来石仏 一軀、 十一面観音石仏 一軀
		嘉麻市	県指定	考古資料	鎌田原弥生墳墓群出土品
	嘉麻市	県指定	考古資料	原田遺跡出土品	
	無形文化財 民俗文化財	嘉麻市	県指定	有形民俗文化財	山野の石像群
		飯塚市	県指定	無形民俗文化財	綱分八幡宮神幸行事
		飯塚市	県指定	無形民俗文化財	大分の獅子舞
		嘉麻市	県指定	無形民俗文化財	山野の楽
		桂川町	県指定	無形民俗文化財	土師の獅子舞
	記念物	桂川町	国指定(国宝)	史跡	王塚古墳
		飯塚市	国指定	史跡	大分廃寺塔跡
		飯塚市	国指定	史跡	鹿毛馬神籠石
		飯塚市	県指定	史跡	川島古墳
		飯塚市	県指定	史跡	小正西古墳
		嘉麻市	県指定	史跡	鎌田原弥生墳墓群
		嘉麻市	県指定	史跡	沖出古墳
		飯塚市	国指定	名勝	旧伊藤傳右工門氏庭園
		嘉麻市	国指定(国宝)	天然記念物	古処山ツゲ原始林
		飯塚市	国指定	天然記念物	鎮西村のカツラ
		飯塚市	県指定	天然記念物	大分八幡の大クス
		飯塚市	県指定	天然記念物	明星寺のボダイジュ
		飯塚市	県指定	天然記念物	内野の大イチョウ
嘉麻市		県指定	天然記念物	白馬山のバクチノキ	
嘉麻市	県指定	天然記念物	千手川の甌穴群		
登録文化財	飯塚市	国登録	建造物	嘉穂劇場主屋	

出典) 福岡県 HP 福岡県指定文化財目録 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

6. 土地利用

上流圏域の土地利用は、平地部と山間部に大きく区分されます。

圏域の約 30%を占める平地部は、飯塚市を中心とした市街地と、その周辺の水田を主とした耕作地により構成されています。各市町の中心として市街地が発達している場所には、多くの行政関連施設や商業施設、住宅などが立地しています。

圏域の約 70%を占める山間部と丘陵地は、農林業を中心とした農山村が形成されており、スギ・ヒノキの植林地が広範囲に見られます。

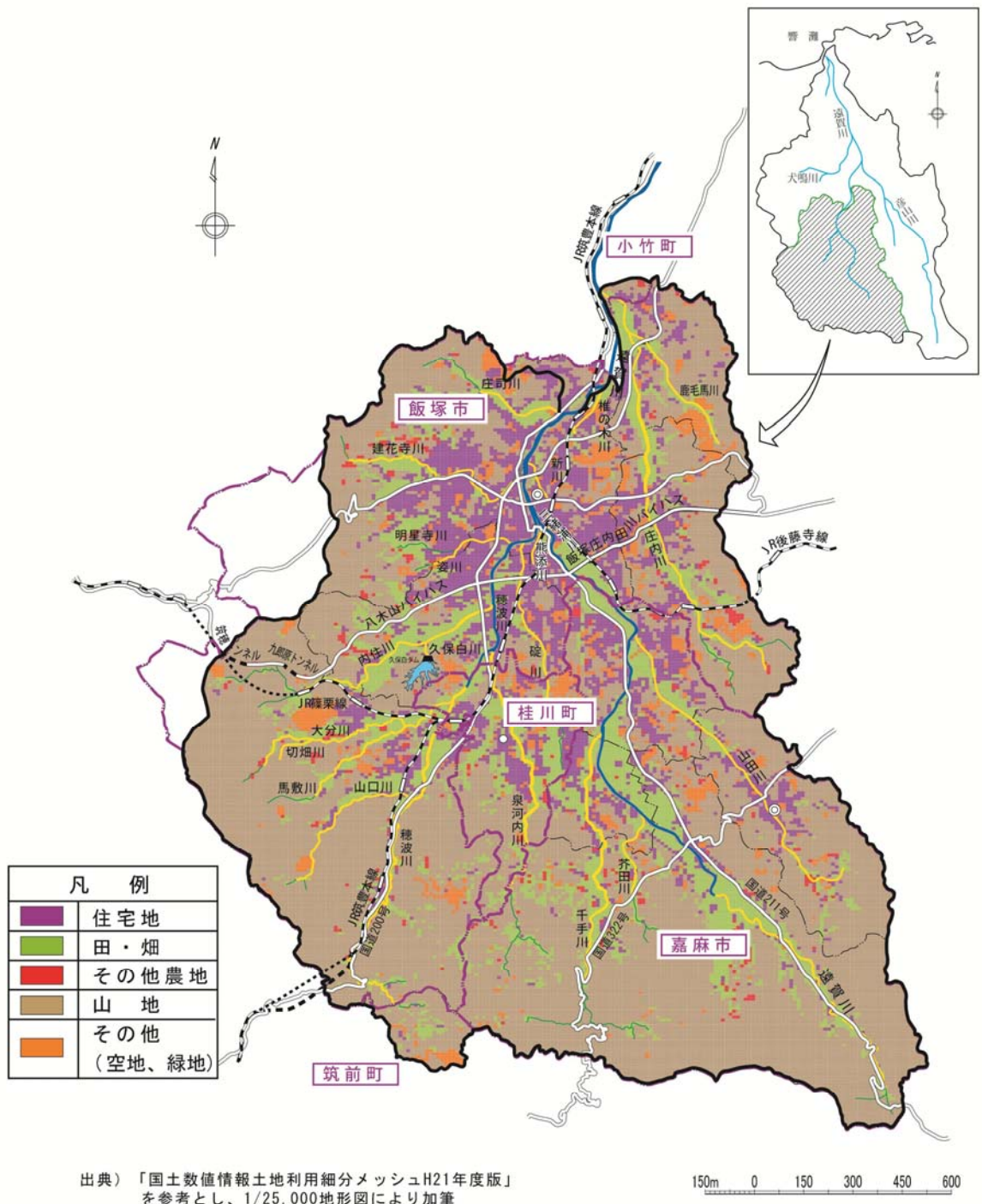


図 1-7 土地利用図

7. 自然公園の指定状況

上流圏域は、外周輪郭を形成する山地を中心として自然環境に恵まれており、2つの県立自然公園の指定を受けているとともに、以下のように鳥獣保護区も指定されています。

表 1-4 自然公園一覧表

種別	公園名	圏域内関係市町	指定年月日	備考
県立 自然公園	太宰府県立 自然公園	飯塚市	S25.5.13 S53.3.31(変更)	
	筑後川県立 自然公園	嘉麻市	S25.5.13 H4.5.13(変更)	

表 1-5 規制状況一覧表

規制項目	関係法令	圏域内関係市町
鳥獣保護区	鳥獣保護及び 狩猟に関する法律	飯塚市、嘉麻市、筑前町

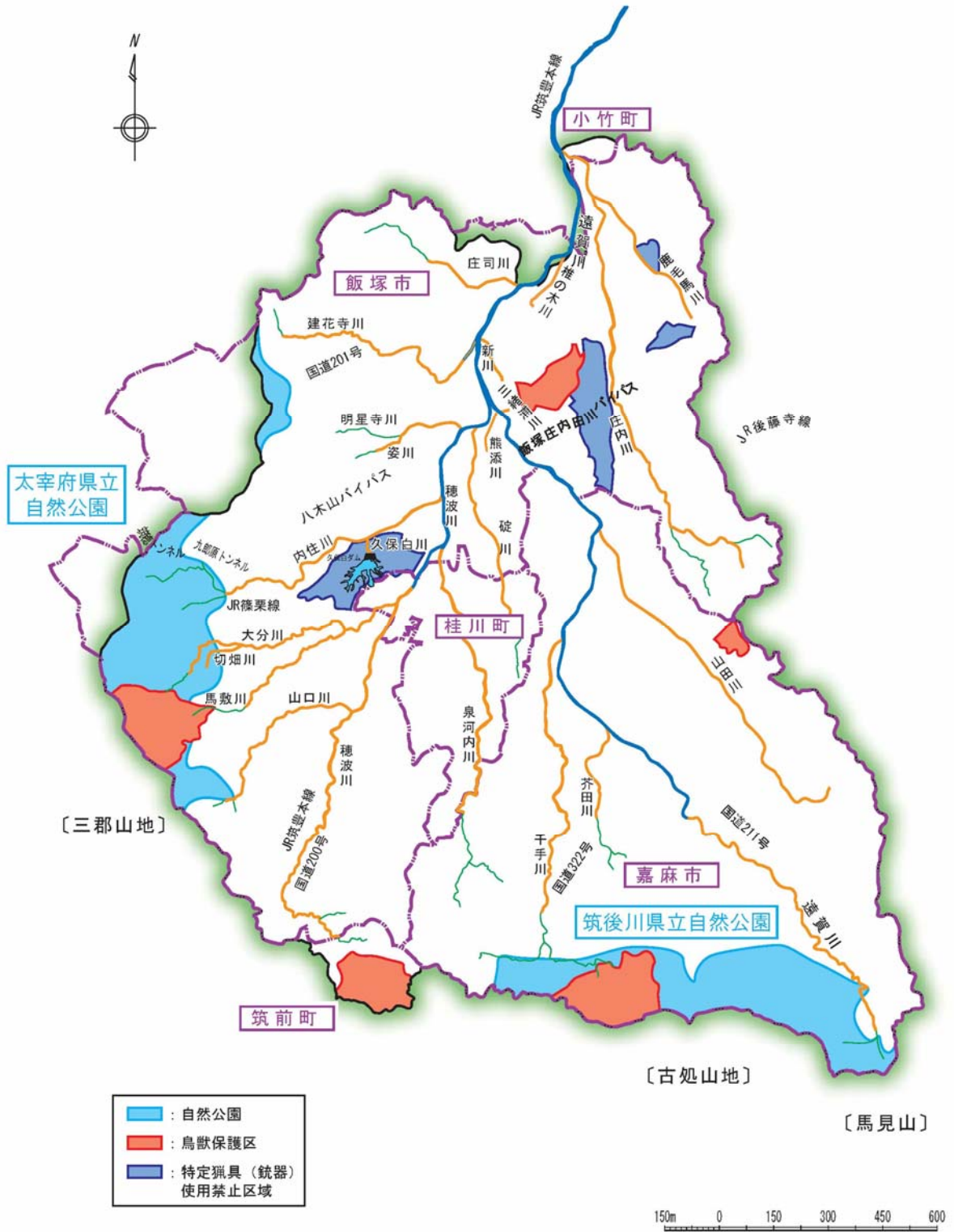


図 1-8 遠賀川上流圏域 自然公園、鳥獣保護区位置図

8. 人口・産業経済・交通

(1)人口

上流圏域を構成する市町の人口は約 22 万人(平成 22 年現在:国勢調査結果)です。昭和 30 年以降、昭和 50 年までは減少傾向が見られましたが、以降は横ばいが続き、近年再び減少傾向になりつつあります。

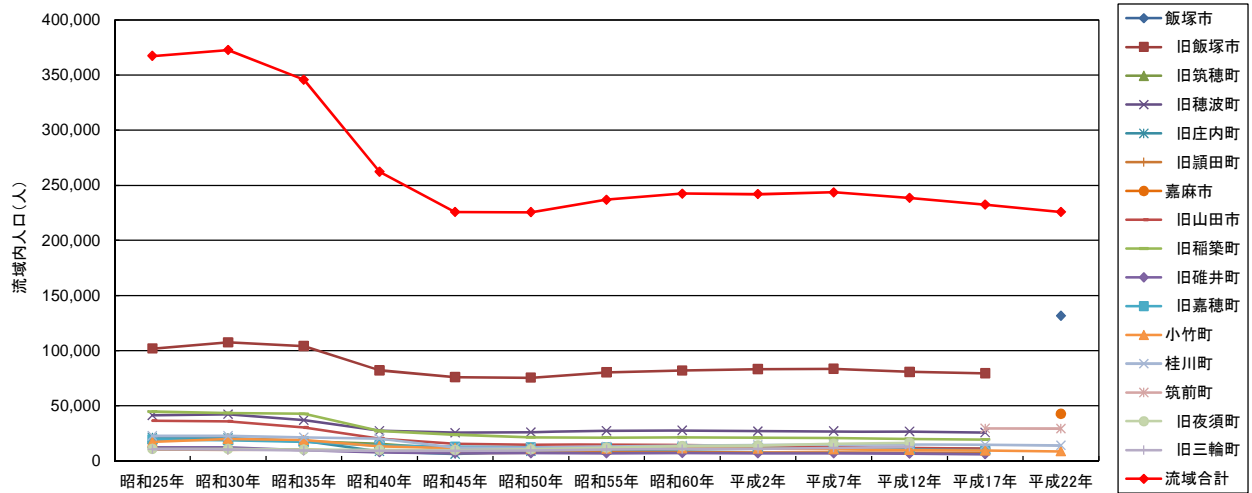


図 1-9 上流圏域を構成する市町人口の推移

注) 昭和 38 年 4 月、二瀬町、幸袋町・鎮西村が飯塚市と合併し、飯塚市へ
 平成 17 年 3 月、夜須町、三輪町が合併し、筑前町へ
 平成 18 年 3 月、筑穂町、穂波町、庄内町、頼田町が飯塚市と合併し、飯塚市へ
 平成 18 年 3 月、山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町が合併し、嘉麻市へ

(2)産業経済

この地域は早くから水田地帯として開け、また、かつての石炭を主力エネルギーとした産業構造の時代には、大規模な炭坑が多数操業され、産業発展の原動力となった歴史があります。

昭和 30 年代に入り、国のエネルギー政策の転換によって石炭産業は斜陽化し、これに伴う人口の流出等により、上流圏域の社会経済は一時低迷しました。しかし、近年では各所で大規模な工業団地の整備が行われ、飯塚市では教育関連施設等の誘致が行われています。

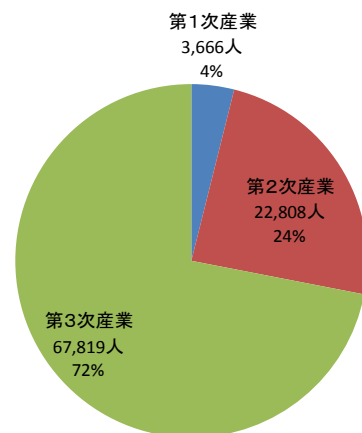


図 1-10 上流圏域を構成する市町(飯塚市、嘉麻市、小竹町、桂川町、筑前町)の産業別就業人口割合(平成 22 年国勢調査産業等基本集計, 総務省統計局)

(3)交通

交通は、古くは遠賀川が石炭運送のルートとして利用されていましたが、鉄道が発達し、道路が整備されてからは、陸運時代となりました。

上流圏域では交通網の密度は高く、JR 筑豊本線、篠栗線、後藤寺線、一般国道 200 号、201 号、211 号、322 号等が縦横しています。また近年、国道 200 号直方バイパス、国道 201 号八木山バイパス及び飯塚庄内田川バイパスが完成して、JR 筑豊本線、篠栗線が電化されるなど、福岡都市圏及び北九州都市圏への時間距離が大幅に短縮されました。



図 1-11 上流圏域の交通網図

1-2 治水と利水の歴史

1. 治水の歴史

遠賀川で明治以前に史実に残る一番古い洪水は、元和 6 年(1620 年)「遠賀川洪水(水巻町誌)」とあります。さらに、元和 6 年(1620 年)から明治 22 年(1889 年)に至る 270 年間に 68 回の記録があります。

遠賀川の治水事業は、慶長 5 年(1600 年)黒田長政の筑前入国に始まり、浚渫、築堤等が行われました。明治に入ってから、繰り返される洪水による被害に対し、明治 38 年 7 月の大洪水を契機とし、国の直轄事業として第 1 期改修工事が着手され、第 1 期改修工事竣工後は、一時期福岡県で管理していましたが、昭和 10 年 6 月、昭和 16 年 6 月の洪水の発生などにより、昭和 20 年に再び国の直轄事業として河川改修事業が進められてきました。

上流圏域の県管理河川では、昭和 28 年 6 月、昭和 47 年 7 月、昭和 54 年 6 月、昭和 55 年 8 月、平成 11 年 6 月、平成 13 年 6 月、平成 15 年 7 月洪水等に大きな浸水被害を受け、浸水被害対策として新川、椎の木川、碓川、明星寺川等で局所的な河川改修を実施し、平成 22 年には姿川調節池が完成しました。また、国土交通省(建設省)により内水被害軽減を目的とした、殿浦、学頭、鯉田、菰田、庄司川、明星寺川排水ポンプ場が建設されました。

しかしながら、平成 21 年 7 月、平成 22 年 7 月の洪水により、県管理河川では再び浸水被害が発生しました。

2. 利水の歴史

遠賀川は、水利用の面では、地域住民の貴重な水源として極めて重要な役割を担っています。

明治中期以前の遠賀川は沿川耕地へのかんがい用水の供給、舟による米や物資の輸送が盛んに行われていました。

明治中期以降～昭和初期にはかんがい用水・水道用水の供給が行われており、舟による輸送は鉄道輸送へ移行しました。

また、昭和 45 年には、流域内及び周辺での水需要の増加に対応するため、久保白ダムが完成しました。久保白ダムより、農業用水並びに水道用水、工業用水を供給し、流れの正常な機能の維持と増進を図っています。

現在も、遠賀川はかんがい用水・水道用水・工業用水の水源として広く利用されています。このため取水堰が各所に設置されています。

しかしながら、これらの堰の多くは河道断面を阻害する固定堰であり、洪水時の浸水被害の要因にもなっています。

そのため、洪水時に流下断面が確保できる可動堰への改築が進められており、国管理区間では一本木堰、白門堰、光代堰、中川原堰等、県管理区間では五反坪井堰、仏蔵井堰、春ヶ井手井堰等の改築が実施されています。



白門堰現況写真



光代堰現況写真



中川原堰現況写真

表 1-6 上流圏域内のダムにおける取水量及び配分容量一覧

ダム名 (河川名)	目的	水利権者	取水量 (m ³ /日)	配分容量 (千m ³)	備考
久保白ダム (久保白川)	水道用水	飯塚市	13,000	1,235	
	工業用水	飯塚市	5,000	475	
	農業用水	飯塚市・ 桂川町	—	2,440	

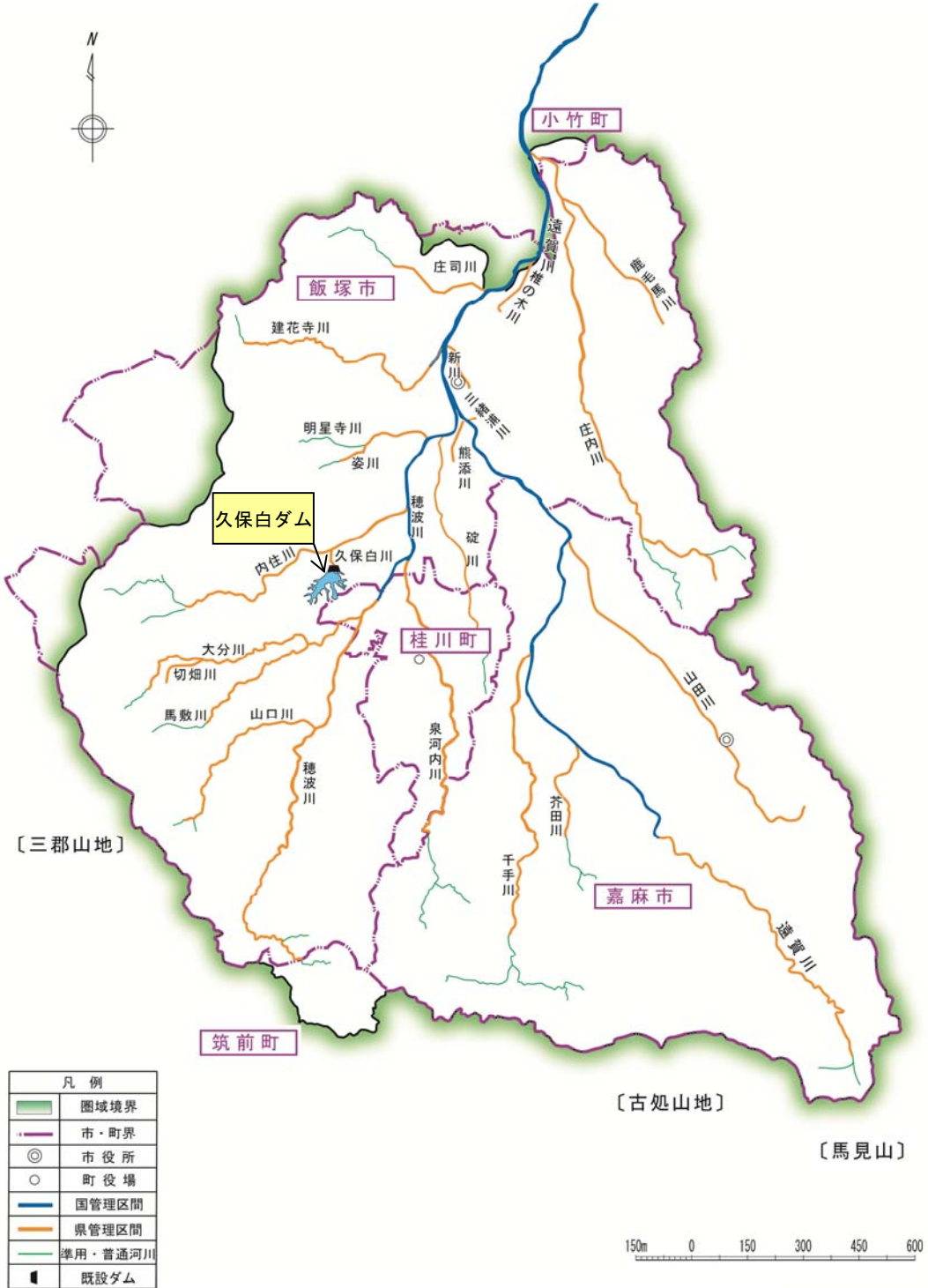


図 1-12 久保白ダム位置図

第2章 河川の現状と課題

2-1 治水の現状と課題

上流圏域は、平成15年7月洪水(飯塚の水害)で甚大な浸水被害を受け、国の直轄河川では、直轄床上浸水対策特別緊急事業により、遠賀川と穂波川で大規模な河道掘削等の改修が行われました。また、県管理河川では、姿川の改修と姿川調節池の新設、碓川の改修、三緒浦川学頭排水機場のポンプの増設と調節地の新設、熊添川菰田排水機場のポンプの増設が行われました。

しかしながら、平成21年7月、平成22年7月の洪水により、県管理河川では、再び浸水被害が発生しました。そこで、近年の降雨傾向の変化による災害リスクの増大も相まって、治水安全度向上のために流域全体で治水対策を進める必要があります。

さらに、河道内の土砂堆積や植物の繁茂等により、河道の流下能力が不足する箇所や護岸が老朽化している箇所も見られ、それらの対策が必要です。

洪水規模	平成15年7月	平成21年7月	平成22年7月
24時間雨量(mm)	315.0	337.0	275.5



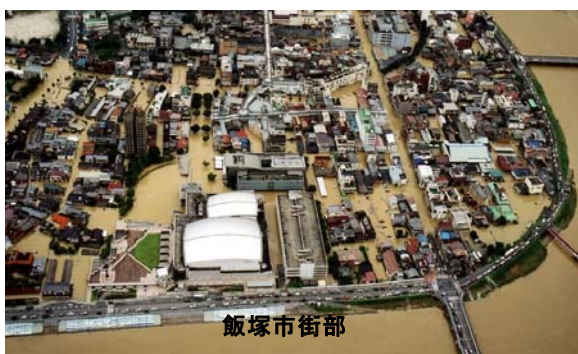
潤野調節池(姿川)



学頭排水機場(三緒浦川)



菰田排水機場(熊添川)



飯塚市街部



バスセンター前

平成15年7月19日 飯塚の水害による浸水状況



平成 21 年 7 月 24 日の水害による熊添川の浸水状況



庄司川浸水被害写真

平成 22 年 7 月 14 日水害による
庄司川の浸水状況



大日寺川合流点越水写真

平成 21 年 7 月 24 日水害による
建花寺川の越水状況

表2-1 遠賀川上流圏域の水害被害状況一覧(平成7年～平成22年)

洪水年月日	洪水要因	河川名	水害要因	浸水面積 (ha)	浸水家屋(戸)		備考
					床上	床下	
平成7年7月1日～4日	豪雨	山田川	有堤部溢水	0.15	0	7	
		碓川	無堤部浸水	0.73	3	32	
平成11年6月28日～29日	梅雨前線 豪雨	穂波川	有堤部溢水	2.98	0	0	
		明星寺川計	—	211.02	22	111	
		(徳前川)	内水	0.01	0	1	
		(北明星寺川)	有堤部溢水	4.71	9	89	
		(明星寺川)	内水	206.30	13	21	
		碓川	有堤部溢水	0.37	0	0	
		建花寺川	内水	179.99	2	38	
		新川	内水	0.03	0	3	
		庄司川	内水	618.39	2	44	半壊1
平成13年6月19日～20日	梅雨前線 豪雨	三緒浦川	内水	0.14	0	4	
		明星寺川計	—	1.07	16	66	
		(北明星寺川)	内水	0.77	13	47	
		(明星寺川)	内水	0.30	3	19	
		碓川	内水	0.13	1	9	
		庄司川	内水	5.30	0	6	
		庄内川	内水	0.01	0	8	
平成15年7月18日～19日	梅雨前線 豪雨	熊添川	無堤部浸水	11.57	118	122	半壊1
		大分川	土石流	4.37	1	3	
		馬敷川	土石流	9.64	2	9	
		内住川	土石流	8.75	2	3	
		明星寺川計	—	391.88	1261	594	
		明星寺川 (指定)	無堤部浸水	12.66	581	101	
		明星寺川 (準用)	無堤部浸水	379.22	680	493	半壊4、全壊流出4
		碓川	—	67.00	42	54	町聞き取り
		建花寺川	無堤部浸水、内水	59.69	268	139	
		新川	無堤部浸水	44.06	139	114	半壊1、全壊流出1
		庄司川	無堤部浸水	58.80	48	116	
平成21年7月24日～26日	梅雨前線 豪雨	熊添川	溢水	17.60	40	48	飯塚市洪水調査
		明星寺川	溢水	8.73	6	51	県洪水調査
		建花寺川	有堤部溢水	61.60	163	128	飯塚市洪水調査
		庄司川	有堤部溢水+内水	80.61	10	61	県洪水調査
		庄内川	有堤部溢水+内水	67.93	17	38	県洪水調査
		鹿毛馬川	有堤部溢水	34.61	11	12	県洪水調査
平成22年7月12日～14日	梅雨前線 豪雨	庄司川	有堤部溢水+内水	59.81	5	20	県洪水調査
		庄内川	有堤部溢水+内水	84.77	3	13	県洪水調査
		鹿毛馬川	溢水	30.24	0	0	県洪水調査

出典) 水害統計より H.21、H.22年は県浸水被災調査資料より

※平成元年～6年までは水害被害はなかった。

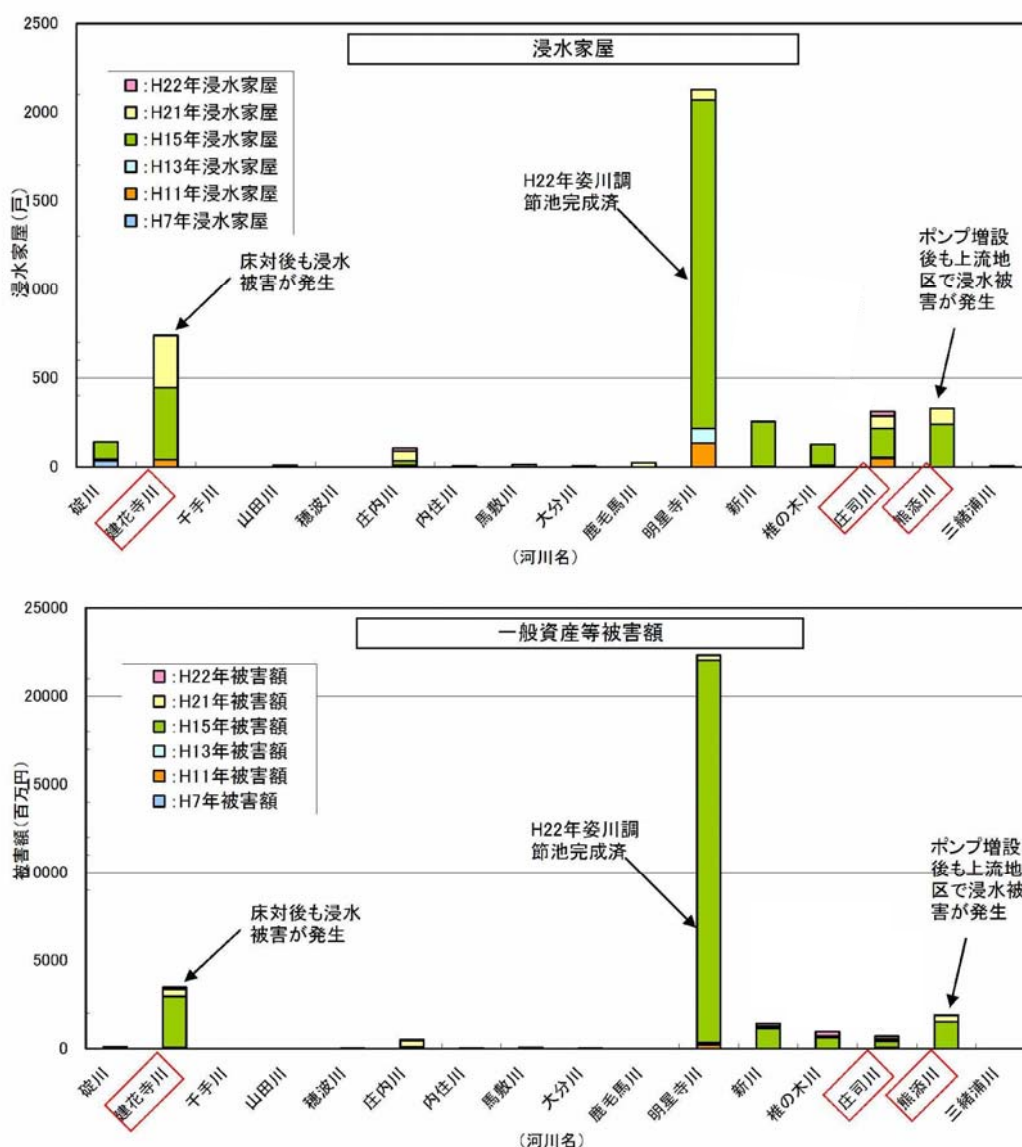


図 2-1 上流圏域内河川の被害状況

2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題

1. 水利用

遠賀川水系の水源は古くから利用されており、現在もかんがい用水や生活用水として重要な水資源となっています。上流圏域では、かんがい用水、水道用水、工業用水に広く利用されています。近年経験した北部九州の平成6年渇水の時（福岡市で給水制限 295 日間）には、旧飯塚市で9月5日～18日（22時～8時）間の断水となりましたが、圏域内の他市町では給水制限は行われておりません。

今後も、河川環境の保全に必要な流量を確保し、既得用水等の水利用の安定化を図っていくためには、限られた水資源の有効利用に努め、適正な水利用を図っていくことが望まれます。

2. 河川空間利用

河川空間利用としては、遠賀川と穂波川の合流点付近等に河川敷を利用した公園やサイクリング道路が整備され、散策等に利用されています。また、県管理区間の上流では、釣り・水遊びなど河川内の利用が多く見られます。

また、国や市などの自治体による水生生物調査などの自然にふれあう催し物・教室等が開催されています。今後も、人々が、安全に、自然にふれあい、学ぶ機会の充実・拡大に努める必要があります。



遠賀川と穂波川の合流点付近(芳雄橋)



サイクリングロード(鯉田大橋上流)



泉河内川水辺の楽校

3. 河川環境

(1) 圏域の特徴

上流圏域は、三郡山地や古処山地などに囲まれ、遠賀川上流域から中流域に属し、河川周辺は山間部から飯塚市の市街地と田園地帯を貫流しています。

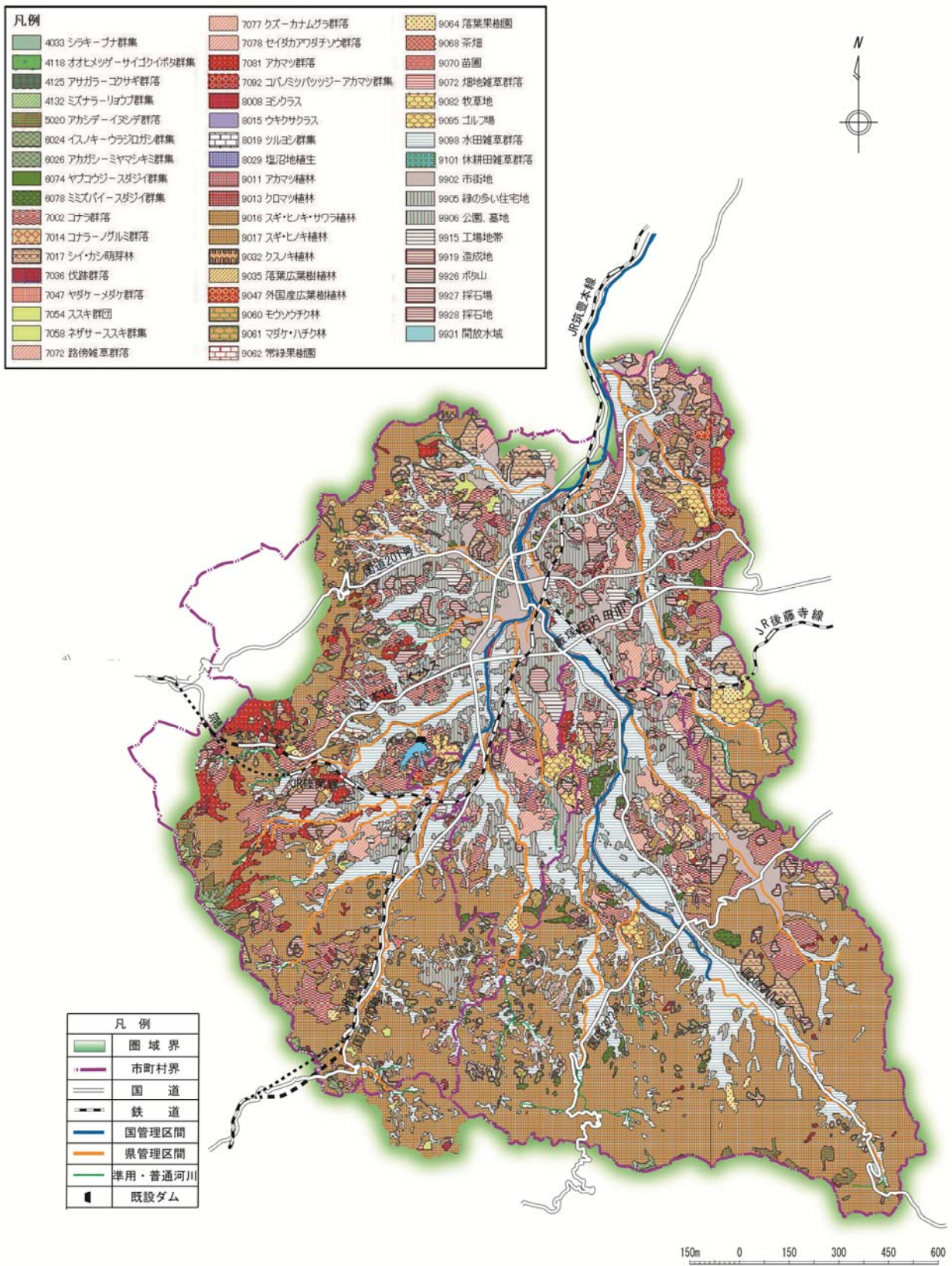
河川形態は、勾配も急で山地河川の趣を呈し、河道内は瀬・淵、砂礫及び植生による多様な環境を形成する一方で、中流部では、河川整備が進んだ箇所では、コンクリートに覆われた河岸が多く見受けられます。

河川沿いの平野部には田園地帯が広がり、丘陵地・山地には、スギ・ヒノキ植林が主に分布しています。

河川環境としては、千手川、庄内川、碓川のように、比較的川幅が広くて延長が長い河川では、河道内にツルヨシ群落、護岸法面にオギ群落などの河川特有の比較的まとまった群落が形成され、水辺に見られる生物の生息場所や繁殖場所として重要な役割を果たしているものと考えられます。熊添川、明星寺川のように主に市街地を流れる小規模な河川では、高水敷がなく兩岸ともコンクリート護岸で整備されている場所が多く、河道内も植生に乏しく、まとまった群落が見られません。

上流圏域内に生息する主な生物としては、ギンブナ、オイカワ、ドンコ、カワニナ、マシジミ等の魚介類をはじめ、カイツブリ、コサギ、カワセミ等の水辺を利用する鳥類、アマガエル、ヌマガエル等の両生類、クサガメ等の爬虫類、河川敷の草地に営巣するカヤネズミ等の哺乳類、トンボ、バッタ、チョウ類等の昆虫類が挙げられます。これまでの自然環境調査で確認された希少な生物は、表 2-2 に示すとおり様々な種が確認されています。

河川には多くの堰が点在しており、河川生物(魚類)の縦断移動の妨げになる堰も見られます。そこで、遠賀川は平成 6 年 6 月に「魚がのぼりやすい川づくりモデル事業」の三次指定河川となり、これまで堰の魚道設置・改善等の事業が鋭意実施されています。



出典：環境省 自然環境局 自然環境保全基礎調査
植生調査（1/50,000）昭和54年～平成10年整備

図 2-2 上流圏域内の現存植生図

(2) 整備河川(熊添川、建花寺川、庄司川)の自然環境

①熊添川

熊添川は、飯塚市の市街地を貫流しており、両岸には住宅地、商業地、耕作地等が広がっています。

区間全域がコンクリート三面張となっている中で、オオブタクサ・ヤナギタデ群落や、セイタカアワダチソウ群落などの小規模な草本群落がみられます。魚類では、流れが緩やかな場所では、オイカワの稚魚やメダカ、また、ナマズなどが生息しています。鳥類では、ハクセキレイの飛来が確認されています。

②建花寺川

建花寺川は、八木山山中に端を発し、中流部の耕作地を貫流し、商業施設、住宅地等が隣接する飯塚市街地へと流れ込みます。水域は、堰による湛水区間と瀬・淵が連続する区間が見られます。護岸による改修が行われている区間では、法面にセイタカアワダチソウやセイバンモロコシが生育しており、河道内では、ツルヨシ群落が繁茂しています。魚介類では、瀬・淵にオイカワやカワムツ、トウヨシノボリ、カマツカ、マシジミ等が生息しています。鳥類では、カワセミ、イソシギ、ササゴイ等の飛来が確認されています。

③庄司川

庄司川は、飯塚市の北西部を流れ、両岸は耕作地が広がっています。

区間全域がコンクリート三面張となっている中で、一部土砂が堆積した河岸に、ヨシ群落などの植生が一部繁茂しています。魚介類では、緩流域を好むオイカワ、カワムツ、カマツカ、メダカ、タナゴ類のカネヒラやマルタニシ、マシジミ等が生息しています。鳥類では、森林や耕作地などで、植物の種子を採餌するカワラヒワやタヒバリ、ハクセキレイ等のセキレイ科の飛来や川で魚を採餌するアオサギが確認されています。

(3) 外来生物等

上流圏域は、在来の生物に悪影響があると考えられる外来種、特に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（「外来生物法」*²2005年施行）」に指定された特定外来生物*³としては、魚類ではブルーギル、オオクチバスの2種、植物では、オオキンケイギクの1種、鳥類ではガビチョウ、ソウシチョウの2種、両生類ではウシガエル¹の1種が確認されています。その他にも、スクミリンゴガイやアメリカザリガニ、植物のオオアレチノギクやセイタカアワダチソウなど、要注意外来生物も確認されており、在来種の生息・生育を脅かしています。また、元来、琵琶湖・淀川水系分布のゲンゴロウブナやワタカ等の国内移入種も確認されています。

【用語説明】

【外来生物】*¹

もともと、その地域にいなかった生物が、人間の活動によって他地域から入ってきた生物を指します。

【外来生物法】*²

この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする法律です。

【特定外来種(特定外来生物)】*³

特定外来生物とは、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼす生物を、外来生物法により特定外来生物として指定された生物を指します。飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが原則として禁止されます。

【移入種*⁴・外来種】

移入種とは、人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいいます。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多く、「移入種」は国内の生物が、国内の他の地域に新たに持ち込まれた種に対して使われます。

(4) 河川環境の課題

このように、上流圏域の河川は、多様な自然環境を有している区間と、治水安全度向上のためにコンクリート護岸によって整備が行われ、生物の生息・生育環境としては配慮が必要な区間が存在しています。

今後、河川事業を進めるにあたっては、治水安全度の向上・維持が前提の中で、自然環境と河川景観の保全を図る多自然川づくりを実施することにより、河川環境の保全・創出と、人々が親しめる川づくりに努める必要があります。

また、多くの横断工作物や水路等の流れ込み部分では、縦断的及び横断的な連続性が確保されていない箇所があることから、魚類等の移動の妨げとなっている段差の解消等、連続性に配慮した川づくりに努める必要があります。

また、外来生物の生息・生育が確認されており、今後も増加が懸念されることから、在来種への影響を及ぼさないよう継続的な監視及び関係機関と連携した防除対策等が必要です。

表2-2 上流圏域内で確認された希少な動植物

分類	No.	目名	科名	種名	レッドデータカテゴリー		河川名											備考	
					環境省	福岡県	鹿毛馬川	庄司川	蓮花寺川	熊添川	破川	菱川	明星寺川	内住川	大分川	山口川			
魚類	1	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ	絶滅危惧ⅠB類(EN)		●	●				●							国内移入種
	2			ヤリタナゴ	準絶滅危惧(NT)		●							●					
	3			カネヒラ			●	●				●							
	4			ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠA類(CR)		●												
	5			カゼトゲタナゴ	絶滅危惧ⅠB類(EN)		●												
	6			ワタカ	絶滅危惧ⅠA類(CR)		●						●						
	7			ヌマムツ			●						●						国内移入種
	8		ドジョウ	ドジョウ	情報不足(DD)										●				
	9			オングスジシマドジョウ	絶滅危惧ⅠB類(EN)		●												
	10	ナマズ	ギギ	ギギ			●												
	11	ダツ	メダカ	メダカ兩日本集団	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		●	●	●	●	●						●		
	12	カサゴ	カジカ	カジカ	絶滅危惧(NT)												●		
	13	スズキ	スズキ	オヤニラミ	絶滅危惧ⅠB類(EN)													●	
5目6科13種					10	11	10	3	1	1	5	0	2	0	2	1	1	—	
両生動物	1	原始結舌	タニシ	マルタニシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)				●										
	2	モノアラガイ	モノアラガイ	モノアラガイ	準絶滅危惧(NT)									●				●	
	3	マルスダレガイ	シジミ	マンジミ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		●	●	●						●		●	●	
	4	カメムシ	ナベブタムシ	ナベブタムシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)											●			
4目4科4種					3	4	1	2	1	0	0	0	2	1	1	2	1	—	
植物	1	シソ	シソ	ミノコウジュ	準絶滅危惧(NT)												●		
	2		ゴマノハグサ	カワヂシャ	準絶滅危惧(NT)							●		●					
1目2科2種					1	1	0	0	0	0	●	0	●					—	
鳥類	1	コウノドリ	サギ	ササゴイ					●										
	2			アマサギ													●		
	3			チュウサギ	準絶滅危惧(NT)						●								
	4	タカ	タカ	オオタカ	準絶滅危惧(NT)												●		
	5			ツミ														●	
	6			ハイタカ	準絶滅危惧(NT)			●									●		
	7			ノスリ			●	●									●	●	
	8			サンノブ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)												●	●	
	9	チドリ	チドリ	イカルチドリ													●		
	10	フッコウソウ	カワセミ	ヤマセミ													●		
	11	スズメ	ヒタキ	オオルリ													●		
5目5科11種					4	10	1	2	1	0	1	0	0	7	4	0	—		
両生類 爬虫類 哺乳類	1	サンショウウオ	イモリ	アホライイモリ	準絶滅危惧(NT)												●	●	
	2	無尾	アカガエル	トノサマガエル	準絶滅危惧(NT)												●	●	
	3		アオガエル	カジカガエル														●	
	4	サル	オナガザル	ニホンザル														●	
	5	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ														●	
	6	ネコ	イヌ	キツネ														●	
5目5科6種					2	6	0	0	0	0	2	0	0	2	5	0	—		
昆虫類	1	チョウ	シロチョウ	ツマグロキチョウ	絶滅危惧ⅠB類(EN)													●	
	2		ヒトリガ	ヤネホソバ	準絶滅危惧(NT)			●											
	3	コウチュウ	オサムシ	マイマイカブリ														●	
	4	ハチ	ハキリバチ	マイマイツツハナバチ	情報不足(DD)													●	
3目4科4種					3	2	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	—		

【備考】

環境省：第4次レッドリスト（平成24年8月、平成25年2月版）

福岡県：平成23年11月 福岡県レッドデータブック2011（植物群落、植物、哺乳類、鳥類）

平成26年8月 福岡県レッドデータブック2014（爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等）

※スジシマドジョウ小型種：「オングスジシマドジョウ」、カジカ：「カジカ大卵型」「カジカ陸封型」としてランクを採用

《カテゴリー》

絶滅（EX）：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅（EW）：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（VU）：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの

準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの

情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

表2-3 上流圏域内で確認された外来生物と国内移入種

No.	目名	科名	種名	外来生物法		国内移入種	河川名										備考	
				特定	要注意		鹿毛馬川	庄司川	建花寺川	熊添川	碓川	姿川	明星寺川	内住川	大分川	山口川		
魚類	スズキ	サンフィッシュ	ブルーギル	●			●	●	●		●		●					
			オオクチバス	●			●		●									
	タイワンドジョウ	カムルチー		●						●								
	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ ワタカ			●	●	●		●						※ ※		
底生動物	原始蝨舌	リンゴガイ	スクミリンゴガイ		●				●			●				●		
	エビ	アメリカザリガニ	アメリカザリガニ		●		●					●						
植物	アブラナ	アブラナ	オランダガラシ		●						●			●				
	カタバミ	カタバミ	ムラサキカタバミ		●											●		
	フトモモ	アカバナ	メマツヨイグサ		●									●		●		
			コマツヨイグサ		●									●		●		
	キク	キク	ブタクサ		●										●			
			オオブタクサ		●										●			
			オオアレチノギク		●										●			
			オオキンケイギク	●											●			
			ブタナ		●										●			
			セイタカアワダチソウ		●			●	●	●		●		●		●		●
	イネ	イネ	ヒメジョオン		●									●		●		
			カモガヤ		●													
			キシュウスズメノヒエ		●													
オモダカ	トチカガミ	オオカナダモ		●														
		シナダレスズメガヤ		●				●										
鳥類	スズメ	チメドリ	ガビチョウ		●		●							●		●		
	ハト	ハト	ソウシチョウ		●									●				
			ドバト		●									●		●		
両生類 爬虫類 哺乳類	カメ	ヌマガメ	ミシシビアカミガメ		●													
	カエル	アカガエル	ウシガエル		●											●		
昆虫類	-																	

※環境省版では絶滅危惧種だが、福岡県内のものはすべて国内由来の外来種（移入種）として扱う


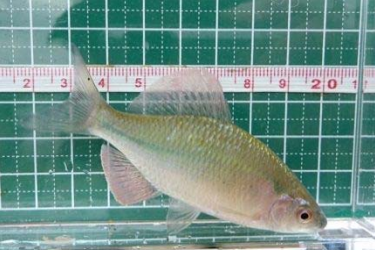





【備考】

特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。（外来生物法の規制対象）

要注意外来生物：外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力をお願いするもの。

出典：○平成16年、平成20年鹿毛馬川魚類調査報告（飯塚土木事務所）
 ○平成22年遠賀川上流圏域河川整備計画策定業務（庄司川 環境調査）
 ○建花寺川環境情報図
 ○明星寺川・姿川環境情報図（平成18年6月飯塚土木事務所）
 ○碓川環境情報図（平成18年3月飯塚土木事務所）
 ○平成16年度大分川・内住川環境調査委託
 ○生態系調査業務委託（平成18年3月飯塚土木事務所 山口川環境調査結果）
 ○平成12年飯塚市自然環境調査

上流圏域で確認された希少な動植物

<p>メダカ南日本集団</p> 	<p>カネヒラ</p> 	<p>カゼトゲタナゴ</p> 
<p>ヤリタナゴ</p> 	<p>オヤニラミ</p> 	<p>オンガスジシマドジョウ</p> 
<p>モノアラガイ</p> 	<p>マルタニシ</p> 	<p>カワヂシャ</p> 
<p>ササゴイ</p> 	<p>アマサギ</p> 	<p>ハイタカ</p> 
<p>ヤマセミ</p>  <p>※川の生物図典</p>	<p>カヤネズミ</p>  <p>※川の生物図典</p>	<p>ツマグロキチョウ</p>  <p>※川の生物図典</p>

上流圏域で確認された外来生物

<p>オオクチバス</p> 	<p>ブルーギル</p> 	<p>アメリカザリガニ</p> 
<p>スクミリンゴカイ</p> 	<p>オオキンケイギク</p> 	<p>セイタカアワダチソウ</p> 
<p>ウシガエル</p>  <p>※川の生物図典</p>	<p>ガビチョウ</p>  <p>※河川の外来種図鑑</p>	<p>ソウシチョウ</p>  <p>※河川の外来種図鑑</p>
<p>ゲンゴロウブナ</p> 	<p>ワタカ</p> 	<p>ハス</p>  <p>※川の生物図典</p>

4. 河川の水質

上流圏域の環境基準の類型指定は、遠賀川と穂波川の上流区間が A 類型 (BOD 2mg/l 以下)、その他の区間が B 類型 (BOD75%値 3mg/l 以下) に指定されています。

上流圏域内の水質は、遠賀川の川島、鶴三緒、穂波川下流の東町橋地点は、環境基準を概ね満足していますが、遠賀川上流 (新宮ノ前橋)、山田川 (大倉橋)、穂波川上流 (天道橋) で環境基準を上回っている年が見られます。今後も、地域住民及び関係機関と連携して、水質の改善に努めるとともに、基準値を満足している地域でも、水質を維持していく努力を継続する必要があります。

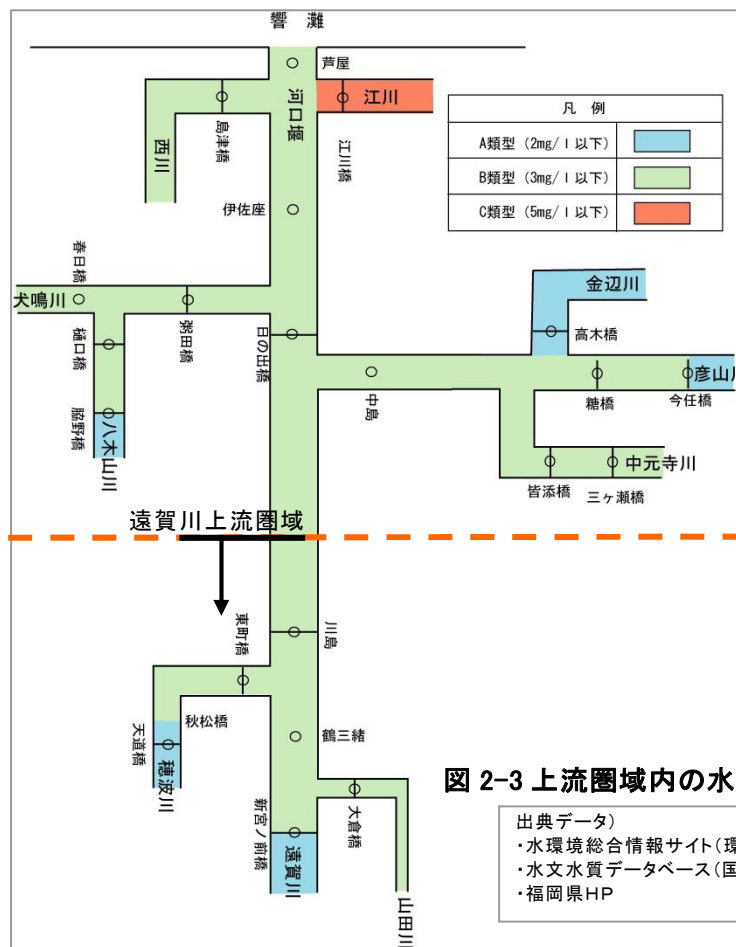
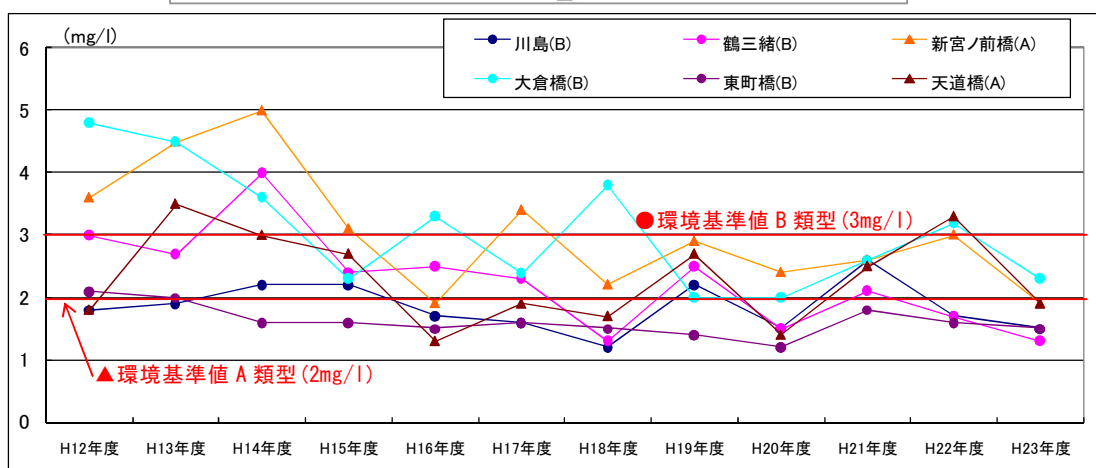


図 2-3 上流圏域内の水質類型指定図

出典データ
 ・水環境総合情報サイト(環境省)
 ・水文水質データベース(国土交通省)
 ・福岡県HP



遠賀川水系は、平成14年7月に水質及び水量の改善を目標とした清流ルネッサンスⅡの第二次計画対象河川に選定され、流域住民、学識者、行政からなる地域協議会が平成16年3月に「遠賀川水系環境改善緊急行動計画(遠賀川水系清流ルネッサンスⅡ)」を策定し、水質の改善に取り組んでいます。

また、近年では、流域内のNPO等の環境保全活動が盛んに行われ、行政と協働しての水質改善へ向けた活動も増加しています。

協働した行動の具体例①

「I LOVE 遠賀川による流域全体での水環境保全の取組」 (飯塚市ほか流域自治体)

遠賀川やその周辺における不法投棄などによる地下水汚染、生活及び工場排水による水質汚濁、河川へのごみのポイ捨てなどをなんとかしようと、飯塚市で端を発した清掃活動が、遠賀川流域全体に広がり、現在では、嘉麻市、田川市、中間市、芦屋町など遠賀川流域の各地域で、清掃活動が行われています。



〈主な活動内容〉

毎年2,000人以上の住民が参加するクリーンキャンペーンにおいて、各市町村内や源流で清掃活動を行っています。また、空き缶やごみ拾いばかりでなく、流域市町村それぞれで、バードウォッチング、青空市場、チャリティーフリーマーケット、水生生物の観察など楽しいイベントも併せて実施し、環境保全への意識高揚を図っています。



協働した行動の具体例②

「第4回遠賀川から見える未来のまちづくり 遠賀川流域リーダーサミット開催！」

「I LOVE 遠賀川流域リーダーサミット」は、生命の川である遠賀川の水環境の改善をめざして2008年から2年おきに開催されています。

2012年1月に飯塚市で開催された第3回サミットでは、流域22市町村長と福岡県知事、遠賀川河川事務所長のもとで、「遠賀川流域宣言」が発表されました。この宣言を踏まえて、様々な活動が行われており、遠賀川の水環境が少しずつ改善されています。

第4回サミット(平成26年1月26日開催)では、水環境が改善しつつある遠賀川での「人(特に子どもたち)との関わり」、「川を軸としたまちづくりとそのための仕組みづくり」をテーマに開催されました。

「遠賀川流域宣言」

1. 私たちは、水源の山々から海までつながり
いのち わ
 響きあう、生命の環を育てます。
2. 私たちは、ふるさとの川、遠賀川を誇りに思い、
 みんなで守ります。
3. 私たちは、深い感謝の心をもって、
 遠賀川に礼をつくします。
 (※宣言文 抜粋)



【用語説明】

〔BOD(生物化学的酸素要求量)〕

水中の微生物が、有機物などの汚濁物質を分解するのに必要な酸素量で、河川の水質汚濁を表す代表的な指標です。

値が大きいほど、汚濁物質の分解に多くの酸素を必要としているので、水が汚れていることを表します。

遠賀川水系の環境基準値は A 類型で 2mg/l 以下、B 類型で 3mg/l 以下です。

〔類型〕

生活環境を保つため環境基準の分類を環境省が示したもので、河川では AA、A、B、C、D から E まで 6 区分に分類されています。遠賀川水系では、遠賀川・金辺川・彦山川・穂波川・八木山川の上流が A 類型、下流にある江川が C 類型、それ以外は B 類型に指定されています。類型の目安は次のとおりです。

＜A 類型＞沈殿ろ過等の通常の浄水操作により上水道として利用する。ヤマメやイワナ等の水産生物が生育できる。

＜B 型類＞前処理等を伴う高度な浄水操作により上水道として利用する。サケやアユ等の水産生物が成育できる。

＜C 型類＞沈殿等による通常の浄水操作により工業用水として利用する。コイやフナ等の水産生物が生育できる。

〔75%値〕

BOD 及び COD の環境基準の満足状況は公共用水域が通常の状態(河川にあつては低水流量以上流量)にあるときの測定値によって判断します。しかし、低水流量の把握は非常に困難であるため、測定された年間データのうち 75%以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなします。

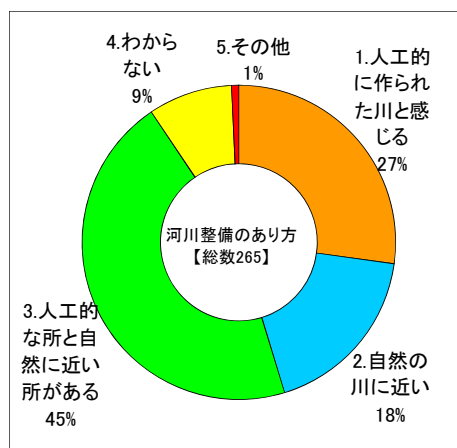
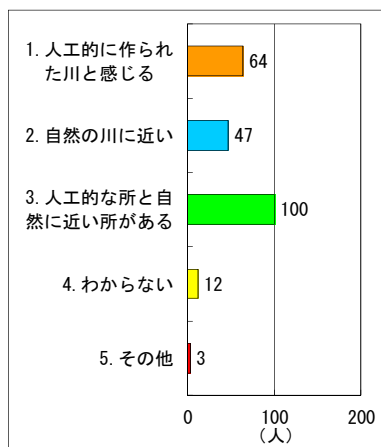
5. 地域のニーズ

上流圏域の河川は、多くの自然環境を残すとともに、古くから地域の人々の生活に密着したものとなっています。しかしながら、水害の防止及び軽減を図り、洪水を安全かつ速やかに流下させるために、コンクリート等による画一的な河川整備が進められてきました。その結果、住民アンケートでも、「人工的に作られた川と感じる」と「人工的な所と自然に近いところがある」と答えた方の割合が全体の7割を超え、河川整備と保全のあり方に対して、全体の7割以上の方から「水害対策も大切であるが、自然環境の保全も同じように重視すべきである」との回答がありました。そのため、河川整備を進めるにあたっては、治水安全度の向上が前提ではありますが、河川環境の保全と、多くの人々が親しめる川づくりを両立する必要があります。

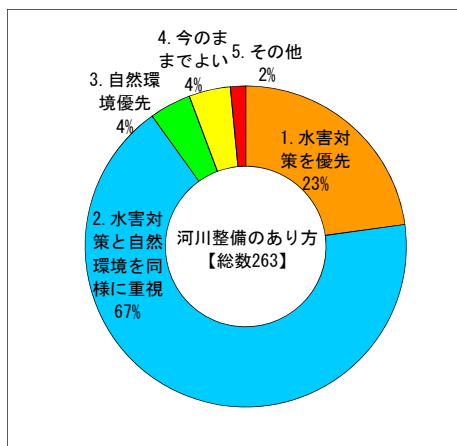
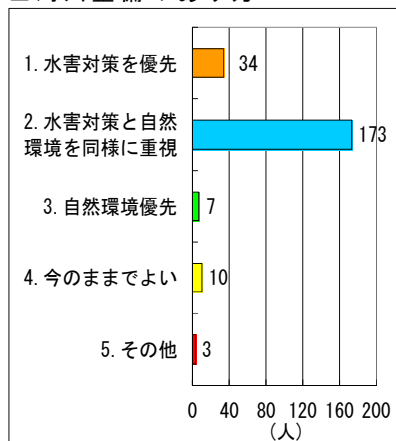
また、河川区域内におけるゴミの不法投棄は、治水上の障害となるだけでなく河川環境の悪化をもたらしており、これを抑止するための取組みが必要であります。

水質については、BOD75%値が環境基準を超えている地点が見られることから、これらの地域については地域住民及び関係機関と連携した水質改善に努めるとともに、基準値に適合している地域でも、水質を維持していく努力を継続する必要があります。

■ 最寄りの川の河川環境のイメージ



■ 河川整備のあり方



出典：平成16年度指定単県通常2561-316号計画検討業務委託【平成17年3月】より
アンケート実施期間：平成16年12月～1月、郵送法で実施 対象者814名、回答者269名

図2-4 住民アンケート結果

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備計画における基本理念

上流圏域における河川整備計画の基本理念は、以下の3つの柱のもと、洪水から貴重な生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、うるおいと安らぎのある水辺環境を創造する「河川環境」のバランスをとって、上流圏域の特徴に合わせた川づくりを行っていきます。また、川づくりを行うにあたり、総合的な維持管理についても実施していきます。



3-2 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象となる河川の区間は、上流圏域における指定区間とします。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

河川名	河川区間		指定区間 延長(km)
	始点(上流端)	終点(下流端)	
遠賀川	左岸: 嘉麻市桑野字塔ノ原2212番地先 右岸: 嘉麻市桑野字仏道3519番1地先	遠賀川直轄上流端 (火渡橋)	8.5
芥田川	左岸: 嘉麻市千手字小水1504番1地先 右岸: 嘉麻市千手字一丁五反489番1地先	遠賀川合流点	4.3
千手川	左岸: 嘉麻市大力字長坂902番1地先 右岸: 嘉麻市大力字野鳥799番1地先	遠賀川合流点	10.4
山田川	左岸: 嘉麻市熊ヶ畑字清藤2049番1地先 右岸: 嘉麻市熊ヶ畑字清藤2050番1地先	遠賀川合流点	11.9
三緒浦川	左岸: 飯塚市柏ノ森字境出675番地先 右岸: 飯塚市柏ノ森字学頭711番1地先	遠賀川合流点	0.4
熊添川	左岸: 飯塚市菰田西1丁目256番6地先 右岸: 飯塚市菰田西1丁目250番4地先	遠賀川合流点	1.2
穂波川	左岸: 朝倉郡筑前町三ヶ山字オシキノ1238番地先 右岸: 朝倉郡筑前町櫛木字森の下628番地先	穂波川直轄上流端	17.2
山口川	左岸: 飯塚市山口字地蔵原1508番1地先 右岸: 飯塚市山口字米ノ山1254番地先	穂波川合流点	5.8
切畑川	左岸: 飯塚市内住字砂原133番地先 右岸: 飯塚市内住字砂原132番地先	大分川合流点	1.5
大分川	左岸: 飯塚市大分字小河内2671番1地先 右岸: 飯塚市大分字小河内2655番地先	馬敷川合流点	5.8
馬敷川	左岸: 飯塚市馬敷字松葉848番地先 右岸: 飯塚市馬敷字山神田861番3地先	穂波川合流点	5.6
泉河内川	左岸: 嘉麻市泉河内字砂原627番1地先 右岸: 嘉麻市泉河内字畑田625番1地先	穂波川合流点	9.7
久保白川	左岸: 飯塚市久保白字カリ又344番1地先 右岸: 飯塚市久保白字城ノ山287番6地先	内住川合流点	2.0
内住川	左岸: 飯塚市内住字九郎原1544番1地先 右岸: 飯塚市内住字川原1540番地先	穂波川合流点	8.6
明星寺川	左岸: 飯塚市潤野字寺田862番1地先 右岸: 飯塚市潤野字卯田43番2地先	穂波川合流点	1.9
姿川	左岸: 飯塚市潤野字六田87番1地先 右岸: 飯塚市小正字大坪676番地先	明星寺川合流点	1.0
碓川	左岸: 嘉穂郡桂川町大字吉隈字小堤211番1地先 右岸: 嘉穂郡桂川町大字吉隈字小淵210番1地先	穂波川合流点	5.6
建花寺川	左岸: 飯塚市建花寺字蓮台寺1341番1地先 右岸: 飯塚市建花寺字タタラ479番1地先	遠賀川合流点	7.2
新川	左岸: 飯塚市新立岩2049番1地先 右岸: 飯塚市新立岩920番3地先	遠賀川合流点	1.4
庄司川	左岸: 飯塚市庄司字高柳338番8地先 右岸: 飯塚市庄司字中角278番地先	遠賀川合流点	2.6
椎の木川	左岸: 飯塚市鯉田字伏原1996番1地先 右岸: 飯塚市鯉田字井渡1618番9地先	遠賀川合流点	1.6
庄内川	左岸: 飯塚市高倉字土手ノ内463番7地先 右岸: 飯塚市高倉字野中508番47地先	遠賀川合流点	15.8
鹿毛馬川	左岸: 飯塚市鹿毛馬字平石116番1地先 右岸: 飯塚市鹿毛馬字平石104番1地先	庄内川合流点	2.9

※指定区間: 県管理区間

3-3 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画対象区間における河川整備が一連の効果を発揮するために必要な期間として計画策定時から概ね20年間とします。

なお、本計画は現時点での被害軽減の緊急性から策定したものであり、策定後の社会・経済状況の変化や新たな知見・技術の進歩などの変化により、必要に応じて、適宜見直しを行います。

3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

1. 洪水対策

河川整備計画における災害の発生防止又は軽減に関する目標は、近年の洪水被害の状況や頻度、氾濫した場合の被害の範囲の甚大さ、流域内の人口や資産の状況等から求められる治水安全度等を勘案して決定します。

本計画では、近年の浸水被害等を考慮した上で熊添川、建花寺川、庄司川を整備対象河川とします。

整備対象河川の整備目標は、平成22年7月規模程度の洪水を安全に流下させること目指します。また、平成21年7月洪水に対して、家屋の浸水被害を軽減させる整備を進めることとします。

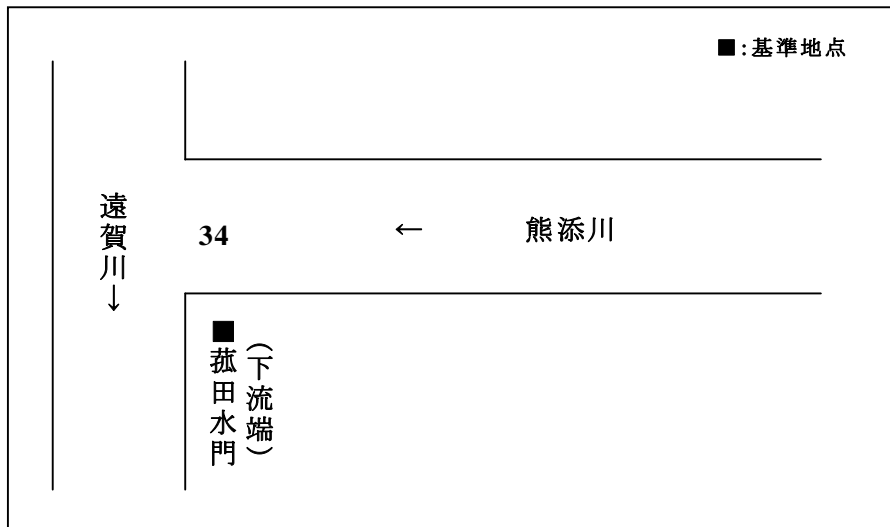


図 3-1(1) 熊添川河道整備流量配分図(単位:m³/s)

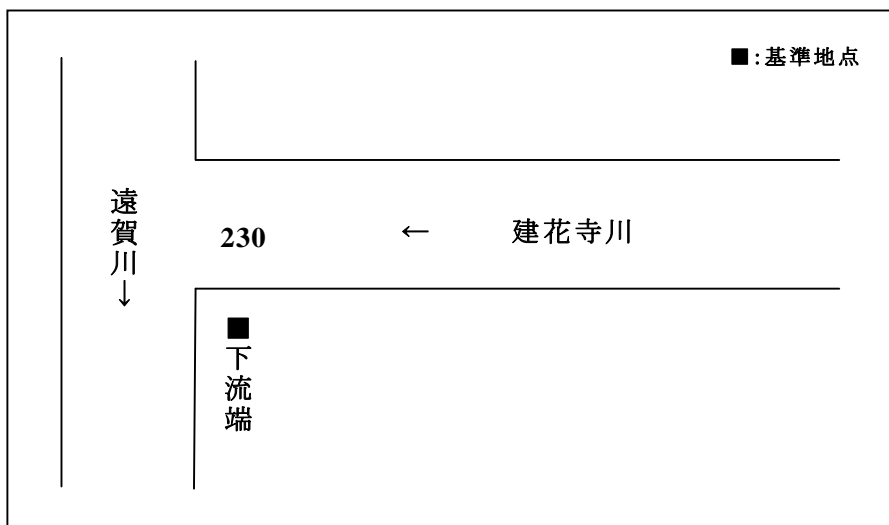


図 3-1(2) 建花寺川河道整備流量配分図(単位:m³/s)

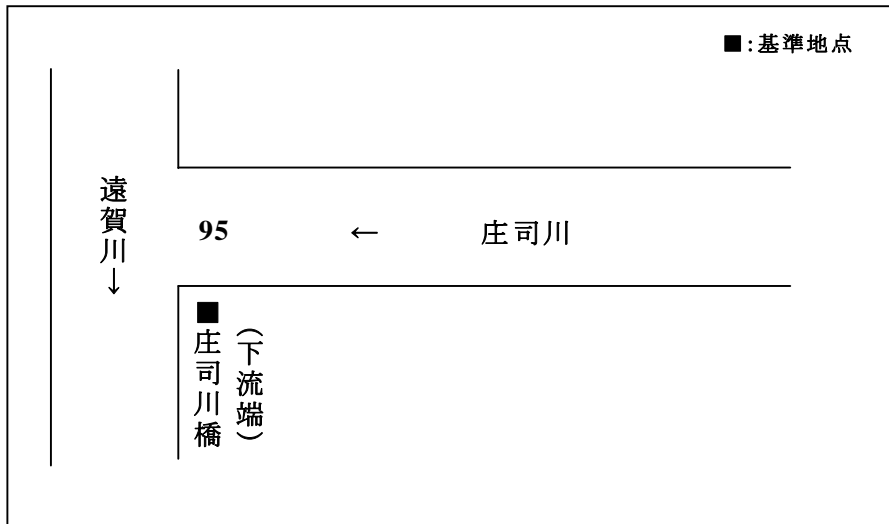


図 3-1(3) 庄司川河道整備流量配分図(単位: m³/s)

2. 河川の維持

河川の維持については、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設や河道の土砂堆積、河床低下、河岸洗堀、河道内樹木などを対象に、洪水等による災害の防止または被害軽減の機能が発揮できるよう、適切な河道管理を目指します。

3. 危機管理

整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過する洪水に対しては、関係機関と緊密に連携を図り、速やかな防災情報の提供、水防活動の支援に努め、被害の防止・軽減を図るとともに、流域全体での取り組みを目指します。

3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標

1. 水利用

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持については、永続的に健全な河川水の利用が維持されるように、関係機関と協力して適正な水管理に努めていくことを目指します。

2. 河川空間利用

河川空間の利用については、市民や観光客の憩いの場として現状を維持しつつ、さらに安全性や利便性の向上を目指します。

3. 河川環境

河川環境の設備と保全については、多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生を目指します。

4. 河川水質

水質については、現在の水質の保全とさらなる向上を目指します。

第4章 河川の整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 河川工事の目的、種類

整備対象河川では、整備計画目標流量の安全な流下を図ることを目的として、築堤、河道拡幅や掘削、堤防嵩上げ、橋梁の改築を行い、河道内での安全な流下を図ります。

2. 施行の場所

上流圏域内の河道整備は、表 4-1 に示す区間を対象とします。

表 4-1 施行の場所

河川名	施行区間	施行延長(m)
熊添川	遠賀川合流点～南通橋	1,200
建花寺川	新二瀬橋～相田川合流点	2,030
庄司川	遠賀川合流点～津島橋	1,440



図 4-1 上流圏域河川整備計画の施行の場所

3. 改修方針

(1) 熊添川(遠賀川合流点～南通橋)

熊添川の改修状況は、護岸等が概ね整備され、昭和47年2月に菰田排水機場が完成し、平成15年7月出水による床対事業でポンプの増設が行われているものの、平成21年7月出水において、河積不足により河川水位が上昇し、浸水被害を受けました。

熊添川の改修方針は、整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間において、河川沿川が家屋連たん区間であることから、根継ぎ工を用いての河床掘削による河川改修を実施します。



熊添川施行区間の現況写真

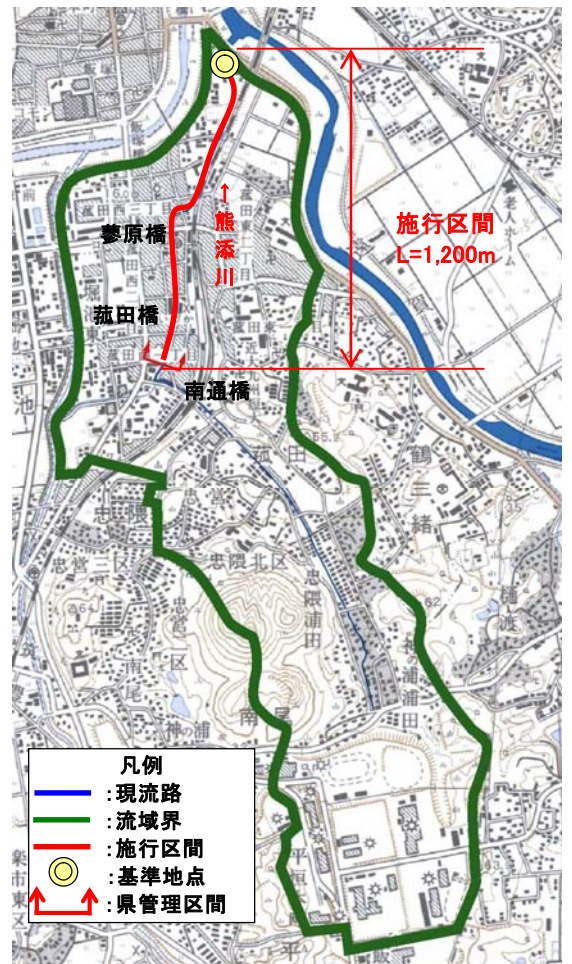


図4-2 熊添川河川整備計画の施行の場所

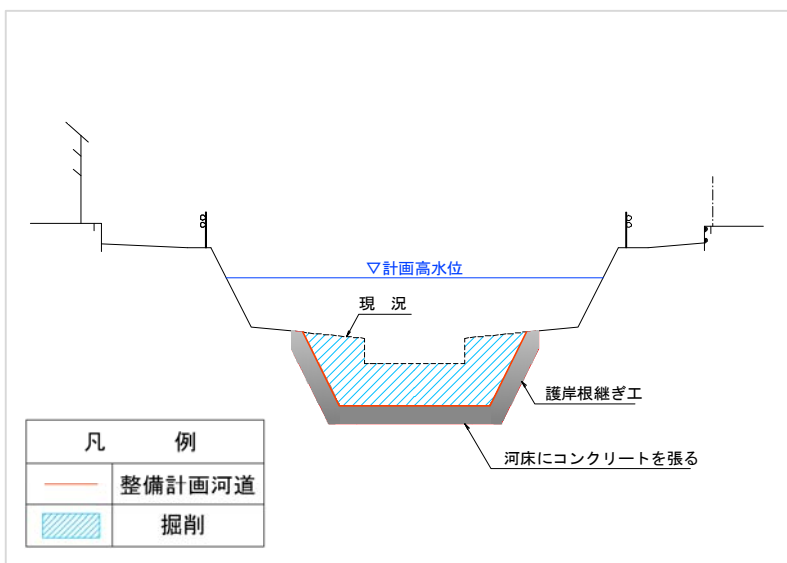


図4-3 熊添川河川整備計画代表横断面図

(2) 建花寺川(新二瀬橋～相田川合流点)

建花寺川の改修状況は、堤防や護岸等が概ね整備されているものの、平成15年7月出水や平成21年7月出水において、河積不足区間や堤防高不足箇所において浸水被害を受けました。

建花寺川の改修方針は、整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間において、築堤、河岸掘削、河床掘削、河道拡幅など、河道や背後地の土地利用の状況に応じた河川改修を実施します。

また、河道改修を行う際には、現在の生物の生息・生育状況の調査結果をもとに、希少な動植物の生息・生育・繁殖環境への配慮を行うなど、生物多様性の保全と再生につながるよう、必要に応じて学識経験者に意見をうかがい、可能な限り、みお筋の確保など環境に配慮した工法・形状を選定します。



ツゲノ木井堰下流区間



日新橋付近

建花寺川施行区間の現況写真

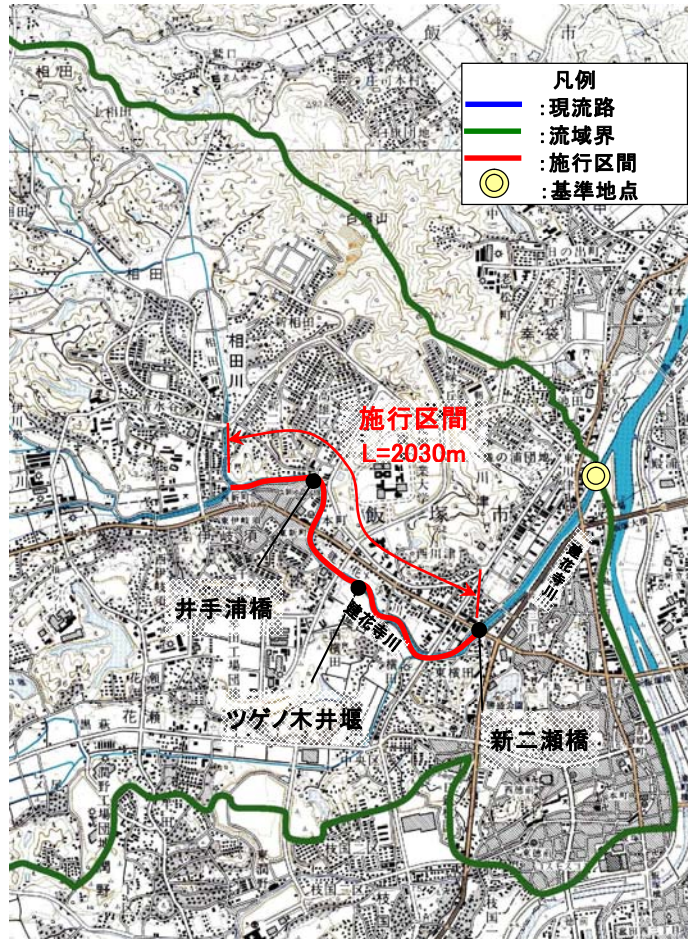


図 4-4 建花寺川河川整備計画の施行の場所

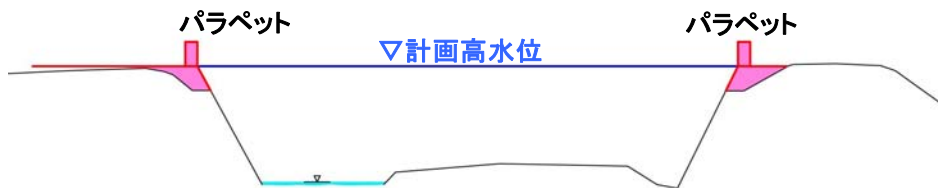


図 4-5(1) 建花寺川河川整備計画代表横断図(ツゲノ木井堰下流区間)

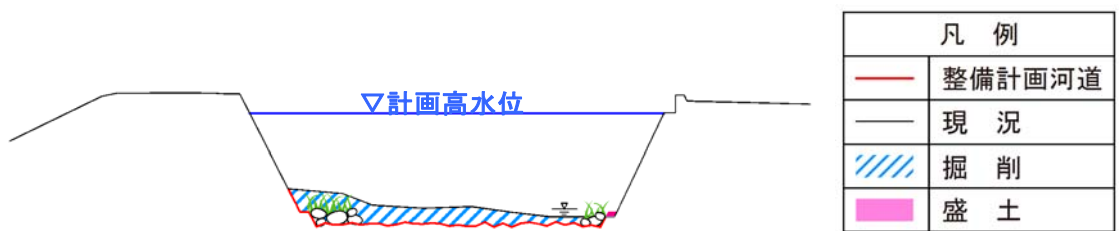


図 4-5(2) 建花寺川河川整備計画代表横断図(日新橋付近)

(3) 庄司川(遠賀川合流点～津島橋)

庄司川の改修状況は、堤防や護岸等が概ね整備され、平成6年3月に庄司川排水機場が完成したものの、平成15年7月出水や平成21年7月出水において、河積不足による河川水位上昇や堤防高不足箇所において浸水被害を受けました。

庄司川の改修方針は、整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間において、築堤、河床掘削、河道拡幅による河川改修を実施します。

また、河道改修を行う際には、現在の生物の生息・生育状況の調査結果をもとに、希少な動植物の生息・生育・繁殖環境への配慮を行うなど、生物多様性の保全と再生につながるよう、必要に応じて学識経験者に意見をうかがい、可能な限り、みお筋の確保など環境に配慮した工法・形状を選定します。



下流区間



津島橋より下流

庄司川施行区間の現況写真

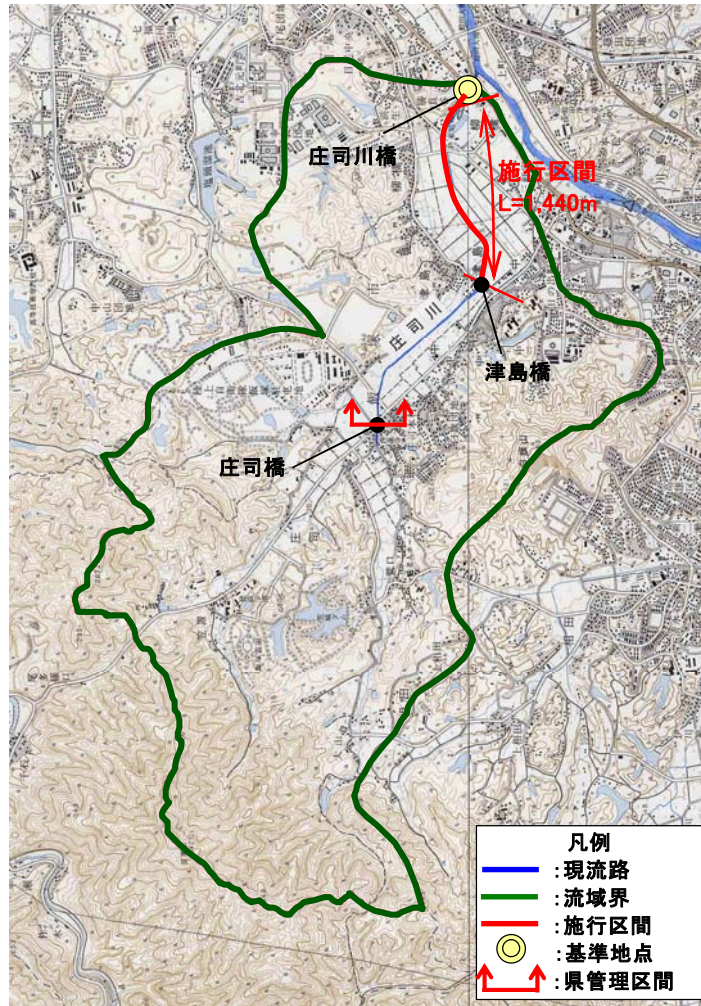


図 4-6 庄司川河川整備計画の施行の場所

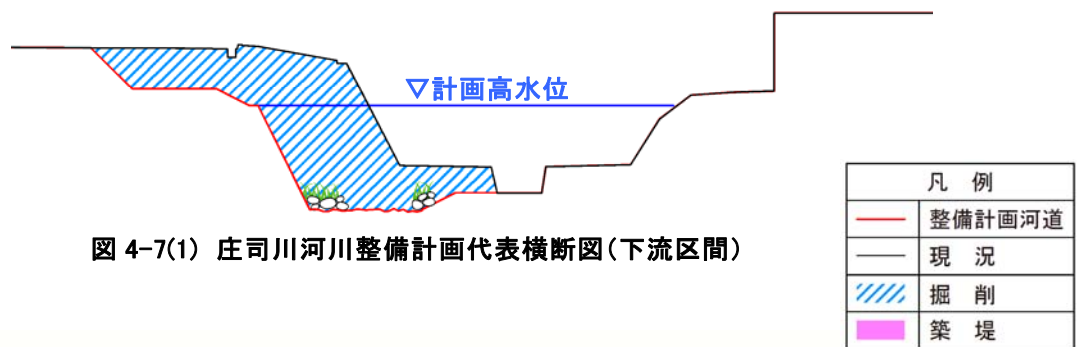


図 4-7(1) 庄司川河川整備計画代表横断図(下流区間)

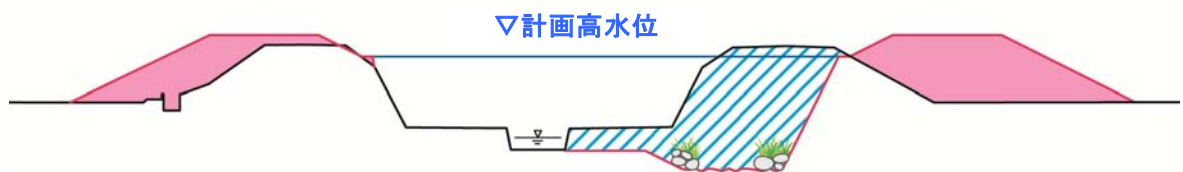


図 4-7(2) 庄司川河川整備計画代表横断図(津島橋下流)

4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川維持の目的

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、洪水による災害の発生の防止及び軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされることを目的とします。河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、下記の施策を行います。

2. 河川維持の種類

(1) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を維持し、十分に発揮させることを目的として、堤防・護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、災害危険箇所等の把握を定期的に行い、優先順位の高いものから対応を行っていきます。また、機械・機器等の施設の機能を維持するため、機器の更新及び補修も必要に応じて行います。

さらに、治水上の安全性を確保するため、取水堰等の許可工作物で、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響のみならず、環境保全にも配慮するよう指導します。

(2) 堆積した土砂等の管理

河道内の堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川巡視により堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながらゆんせつ等の維持管理に努めます。

また、河川内に繁茂した植生については、それらのもつ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら伐採等を行うとともに、植生の効率的な管理を目指していきます。

(3) 河川の巡視

河川巡視要綱に基づき河川巡視を行います。また、河川区域内における不法投棄、不法占用等を防止するため、関係機関と連携して監視、指導に努めます。

さらに、梅雨時期等の雨が多い時期に備えて、河川施設の重点的な巡視を行い、異常箇所の早期発見に努めます。



不法投棄の状況



不法投棄の回収の様子

(4) 災害への対応

護岸等の河川管理施設に災害が発生した場合は、早期発見に努めるとともに、迅速にその復旧に向けて取り組みます。



災害復旧の様子

(5) 水量・水質の管理等

適正な河川管理のために、雨量・水位の把握に努めるとともに、関係機関と連携して、定期的に水質の把握に努め、水質改善についての啓発活動等を行っていきます。

また、水質事故が発生したときは、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等原因者及び関係機関と協力して迅速な対応を行います。



河川に設置された水位計
(テレメーター)



油流出事故の対応

3. 施行の場所

河川の維持管理は、河川整備計画の対象区間で行います。

4-3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

1. 水利用

上流圏域の河川の適正な利用に関しては、現在、かんがい用水、水道用水、工業用水等の水源として広く利用されていることから、流水の適正化や合理化が図られるように努めます。

また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、各河川の流況ならびに動植物の生息・生育及び利水の現況等、今後調査の上、検討します。

2. 河川空間利用

河川空間の利用については、治水上や河川利用上の安全・安心に配慮した上で、地域の要望を踏まえた子どもたちの自然体験、環境学習活動の場の形成に努めます。

3. 河川環境

河川環境の整備と保全については、多自然川づくり基本方針、中小河川に関する河道計画の技術基準及び福岡県生物多様性地域戦略を基本として、治水・利水面に配慮しつつ、地域と合意形成を図りながら、多様な生物の生息・生育環境の保全・創出を図ります。

また、上流圏域には多くの動植物の生息が確認されていますが、この地域に昔から生息している在来生物の捕食や交雑の恐れのある外来生物も多数確認されているため、継続的な監視を行いながら、また、外来生物を増やさないよう啓発活動等に努めます。

4. 河川水質

水質については、環境基準値を上回っている地点もあるため、流域一体となって河川浄化に向けた関係機関と地域住民との協働による水質の改善に努めます。

また、基準値を下回っている地点でも、水質が悪化しないように継続的な監視を行いながら水環境の保全に努めます。

4-4 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1. 総合的な被害軽減対策の必要性

近年の降雨傾向の変化や、洪水被害の発生状況をみると、当該圏域においてもいつ発生してもおかしくありません。そのような中で、整備途上の河川における大雨や、将来計画の想定を上回るような大雨が降った場合に、どのようにして地域住民の生命と財産を守るかが重要となっています。

このため、河川改修の様な従来のハード整備に加えて、警戒情報の発信や避難誘導等のソフト対策を充実させ、ハードとソフトの両面からの総合的な被害軽減対策に、自治体等と協力して取り組む必要があります。

2. 防災意識の向上

洪水等による被害の発生又は発生が予想される際には、正確な情報を収集し、迅速に自治体や地域住民に提供することが、被害軽減に対し極めて重要です。

このため、流域内の雨量や河川水位等の防災情報を「福岡県土木総合防災情報システム」や「防災メール まもるくん」等によって携帯電話やインターネット等を利用してリアルタイムで提供するとともに、自治体への水防情報の伝達を行います。

「福岡県土木総合防災情報システム」の各種情報アドレス^{*1}

<携帯電話>
 福岡県土木防災情報ホームページ(<http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>)
 <インターネット>
 福岡県河川防災情報ホームページ(<http://www.kasen-pref.fukuoka.lg.jp/bousai/>)



携帯電話の場合

水位情報(履歴)

建花寺川
井手浦橋

■基準値をこえると水位の色が変わります。
 ↑水防団待機: 2.42m
 ↑はん濫注意: 2.62m
 ↑避難判断: 2.72m
 ↑はん濫危険: 3.12m

10/25 14:10	→	0.69m
14:00		0.69m
13:50		0.69m
13:40		0.69m
13:30		0.69m
13:20		0.69m
13:10		0.69m
14:00		0.69m
13:00		0.69m
12:00		0.68m
11:00		0.68m
10:00		0.69m
09:00		0.69m
08:00		0.70m
07:00		0.70m
06:00		0.70m
05:00		0.70m
04:00		0.70m
03:00		0.70m

水位情報(履歴)

建花寺川
井手浦橋

■基準値をこえると水位の色が変わります。
 ↑水防団待機: 2.42m
 ↑はん濫注意: 2.62m
 ↑避難判断: 2.72m
 ↑はん濫危険: 3.12m

図 4-8 福岡県土木防災情報ホームページ



パソコンの場合

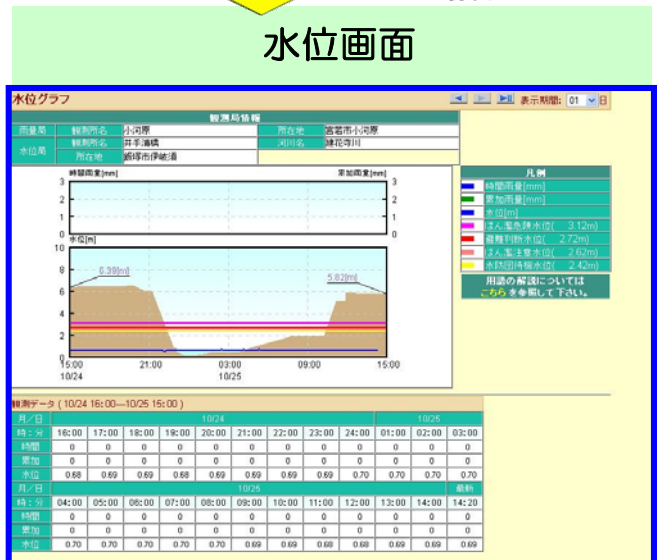


図 4-9 福岡県河川防災情報ホームページ

また、洪水被害を防止・軽減するためには、水防活動を実施する自治体や地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を実行する必要があります。

そのため、日頃から河川に関する防災情報の提供や、関係機関とも連携し、広報・支援体制の確立に努めるとともに、防災意識の啓発・向上に努めます。

防災メール・まもるくん

3つの機能!!

- 1 地震・津波、台風、大雨等の防災気象情報、避難勧告等**
 - 気象情報の発表に合わせて県内の地震情報(震度で受信情報を設定)、津波情報(注意報・警報を受信)、台風情報、注意報・警報情報を受信できます。
 - 県から災害時の注意の呼びかけ、市町村からの避難勧告等の防災情報を受信できます。
- 2 災害時の安否情報通知**
 - 利用登録時にあらかじめ自身(登録者)の安否を知らせたい方(安否確認者)のメールアドレスを登録しておきます。県内で震度5弱以上の地震があったとき、又は津波が到達したときには、登録者に地震又は津波の報告と安否を安否確認者に知らせることを伝えるメールが配信されますので、指示に従って安否確認者にメールを配信して下さい。
- 3 地域の安全に関する情報**
 - 各市町村より地域内の安全に関する情報が配信されますが、取り組みを行っている市町村のみの配信となります。

「防災メール・まもるくん」へのアクセスにご利用ください。

図 4-10 防災メールまもるくん

「防災メール・まもるくん」の各種情報アドレス

<インターネット>

紹介サイト (<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/>)

<携帯電話>

登録サイト (<http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp/>)

3. 危機管理における連携強化

被害を最小限におさえるためには、自助、共助、公助それぞれの災害に対応する力を高めることが大切です。このため、自助、共助、公助を基本として、住民や関係機関と連携し、総合的な被害軽減対策の推進に努めます。

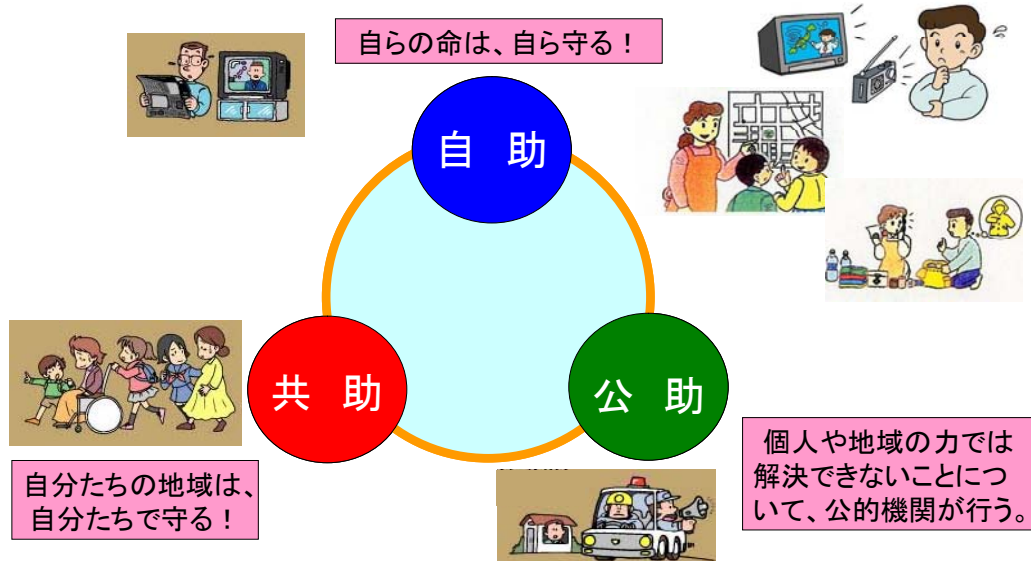


図 4-11 総合的な被害軽減対策イメージ (自助、共助、公助)

4. 河川愛護意識等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて河川愛護、美化意識の普及、啓発に努め、それらを推進する組織づくりを促進すると共に、地域住民の関心がよりいっそう河川に向くよう、積極的な広報活動等に努めます。

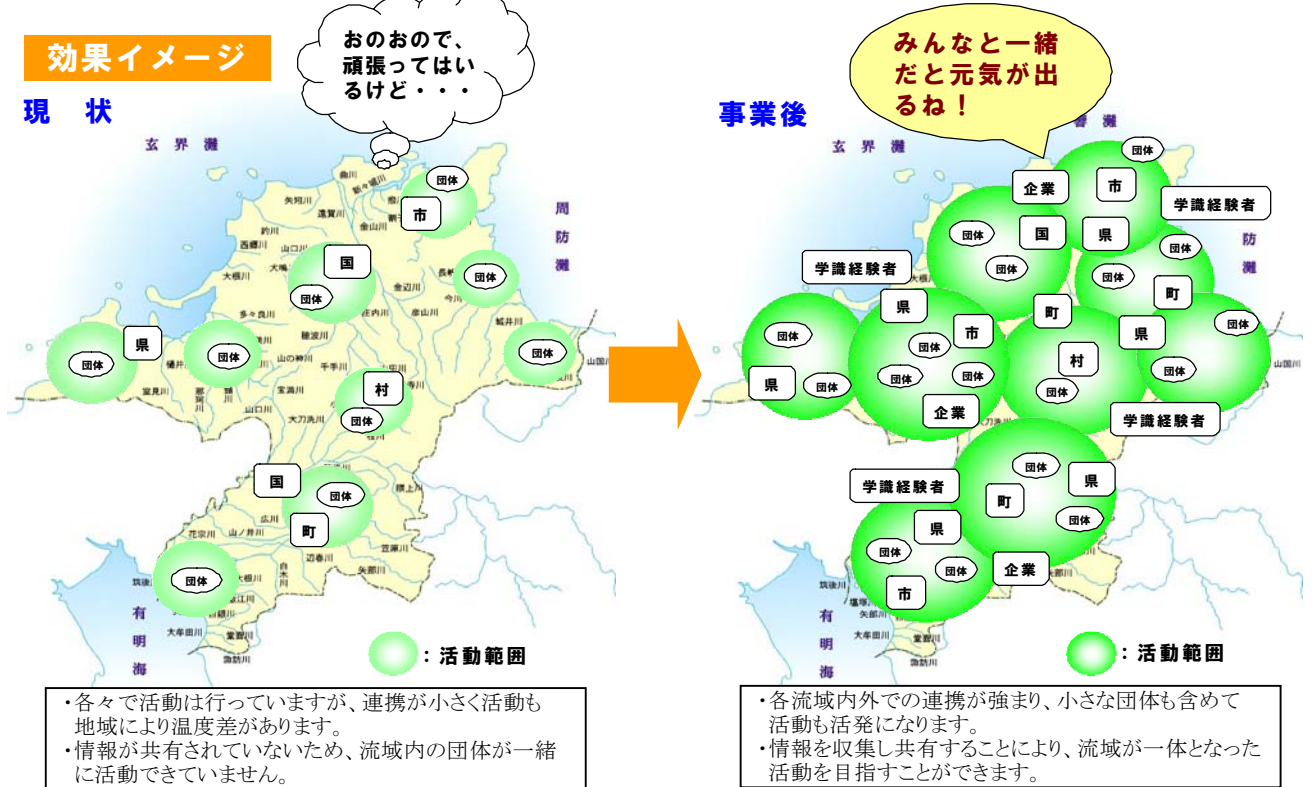


図 4-12 河川愛護意識の普及及び啓発の効果イメージ



ふくおか水もり自慢!



ふくおか川の大掃除

5. 河川愛護活動の支援

県では、河川を管理していく上で、管理者が責務を全うすることに加え、地域の財産である河川を地域の手で守ってもらうことが、永続的に健全な河川環境を維持していく上で必要なことだと考えています。

そのため、「クリーンリバー推進対策事業」として、河川愛護団体に河川の一部区間の「里親」になってもらう届出制度を創出し、活動中における事故救済のための保険への加入や報奨金・ゴミ袋・手袋の支給等の支援を行います。

また、「企業協働河川愛護事業」として、自ら河川愛護活動を行う河川愛護企業や、河川愛護団体だけでは実施が困難な作業等について河川愛護団体の支援（伐木、伐根、整地など）を行う河川愛護活動支援企業の登録など、企業の地域貢献と連携した支援を行います。

河川愛護団体（ボランティア団体）



河川愛護活動支援企業

<p>支援企業とは？</p> <p>河川愛護団体の活動を支援する企業等のことです。</p>	<p>活動内容は？</p> <p>河川愛護活動を行うボランティア団体や河川愛護企業の活動を重機や特殊車種による作業によって支援します。</p>	<p>登録するの？</p> <p>河川愛護企業同様、管轄の県土整備事務所（支所）にてお申し込みください。</p>
<p>活動支援例</p>		
<p>① 整地</p> <p>ボランティア団体の皆様が除草や清掃が行い易いように凹凸になった地面を小型重機等を使用して整地します。</p>	<p>② 抜根等</p> <p>バックホウ等を使用して土中に埋まっている切株やタイヤ等を取り除きます。</p>	<p>③ 伐木</p> <p>チェーンソー等を使用して、作業に支障のある立木を伐採します。</p>

河川の除草・清掃などの河川愛護活動を行う活動団体（河川愛護企業）と河川愛護団体の活動を支援する支援団体（河川愛護活動支援企業）を募集します。

活動フロー図



河川愛護企業

<p>河川愛護企業とは？</p> <p>除草・清掃等の河川愛護活動を行う企業等のことです。事業所近くの川をきれいになりたい、ふくおかの川を美しくしたいという企業等で、登録基準については下記の①～③に該当する企業等のことです。</p>	<p>河川愛護企業の活動内容は？</p> <p>県管理河川において河川愛護活動（除草・清掃など）を行います。</p>	<p>どうやって登録するの？</p> <p>①～③に該当する企業等は、管轄の県土整備事務所（支所）にてお申し込みください。詳細については裏面記載のお近くの県土整備事務所（支所）にお問合わせください。</p>
<p>① 個人事業主を除く企業等</p> <p>企業等には一般の企業に加え農協や漁協などの組合、その他の団体を含みます。</p>	<p>② 区間を決めて活動</p> <p>河川内に愛護活動を行う区間を決めて活動を行います。（区間が500m以上の場合はアダプトサインの設置ができます。）</p>	<p>③ 活動は年2回以上</p> <p>年2回程度以上の活動を行います。</p>

図 4-13 河川愛護団体、河川愛護企業及び河川愛護活動支援企業への支援

6. 環境に配慮した連携の重視

河川やその周辺における不法投棄、ごみのポイ捨て、生活雑排水、また、外来生物の侵入等、多様な生物を育む良好な河川環境を保全する上で、不利益となる要因は種々あります。

そのため、永続的に良好な河川環境が維持できるよう、行政と地域住民、河川愛護団体等とが連携し、環境教育・環境学習の場として活用を図ると共に、それら活動の促進・支援に努めます。

また、在来種保全のための外来生物対策として、地域住民等に対し、外来生物の侵入による在来種への影響や外来生物対策の必要性等について広報・啓発活動に努めます。



不法投棄の例

7. 河川整備のための連携の重視

河川整備をより円滑かつ効率的に推進していくためには、関係機関はもとより沿川の地域住民の理解と協力を得ることが重要です。

そのため、必要に応じて、地域の合意形成を目的としたワークショップの実施や学識者の意見を参考にする等、計画段階から地域住民と連携した河川整備の実施に努めます。

8. 河川情報の共有化の推進

地域住民の一人一人が河川の現状と課題を認識し、行政と共に問題解決に当たるためには、河川について広く理解してもらい、河川が有する優れた価値を共有する必要があります。

そのため、パンフレットの配布やイベントの開催、インターネット等様々な情報伝達手段を活用することにより、情報の公開・提供に努めます。

福岡県 河川協会 検索

↓

<http://www.fukuoka-pref-kasen.jp/kasenkyokai/>

トピックス | 河川紀行 | 河川愛護絵画コンクール | 生物図鑑 | かわPDF | みんなの広場 | 検索 | お問い合わせ

<http://www.fukuoka-pref-kasen.jp/kasenkyokai/>
福岡県河川協会
 遊ぶ、学ぶ、川はともだち。

河川愛護絵画コンクール
 佳作
 豊前市立平島小学校1年
 深輪 義太くん
 受賞作品 ランダム掲載中

どんぶらこニュース

- 河川情報誌かわJvol.214+vol.215のPDFダウンロード [2012/10/24]
- 平成24年度「河川愛護絵画コンクール」の受賞作品を掲載しました。 [2012/10/23]
- 河川紀行「vol.15「吉野川(MOVIE)」掲載しました。 [2012/10/02]
- 河川情報誌かわJvol.212+vol.213のPDFダウンロード [2012/04/10]
- 過去のどんぶらこニュースを見る

トピックス	河川愛護絵画コンクール	河川紀行	みんなの広場
水辺に生きる生物図鑑	かわ(PDF)	かわ(絵画コンクール)	リンク

福岡県河川協会 河川情報誌かわ
川と話してみませんか

©福岡県河川協会 無断複製・転載を禁じます。

かわは福岡県河川協会のHPから閲覧できます

図 4-14 インターネットホームページ（福岡県河川協会）